

東アジアにおける市民社会的国際統合

——市民社会的立場からの国際関係論——

生 田 頼 孝

序章 本論文の目的意識

近年、日中韓の FTA（自由貿易協定）交渉がなされる一方、日韓関係が悪化している¹⁾。しかし、日韓は隣国同士であり、互いに嫌いになったからと言っても、転居するわけにもいかない間柄であると言えよう。加えて、最近の国際関係は、グローバル化が言われている状況である。日韓を含めた東アジアの経済交流にもその定義は当てはまると言えよう。こうした状況の中で、隣国関係が疎遠になるのは、グローバル化に逆行する行為であり、経済成長にとってもマイナス効果である²⁾。経済成長がマイナスになれば、関係各国での失業者増等、市民社会にとってもマイナスになると考えられよう。失業者が増えれば、政治が不安定になり、場合によっては議会制民主主義に対する不信感を生み出すかもしれない。経済不安に対し、デモクラシーは無力なこともある。第一次世界大戦後、当時、世界で最も先進的な憲法を持つと評されたワイマール共和国にナチが台頭したことは周知のとおりである。

第一次世界大戦後、米国では暫く好況が続いていたものの、1927年からの不況でブロック経済化が進み、そこにナチが台頭し、第二次世界大戦に突入する形となった。北東アジアでは、日本の満州侵略から始まる日本帝国主義が台頭し、「大東亜共栄圏構想」が言われたわけである。換言すれば、自国を中心とした国際秩序のブロック化を進めたわけである。これらは、軍事力によって周辺を侵略した形で成立したという意味では、パワーポリテイクスでもあった。

こうした国際関係は、西欧国家体系或いは国民国家体系、ウエストファリア体制とも言われる。

「ウエストファリア体制は、国家体制である。19世紀と20世紀において、諸国家が徐々に、国民国家の形態を採るにつれて、人びとは国家間関係と同様に、“国際関係”に言及するようになり、頻繁に“国際関係体制”として、ウエストファリア秩序を描くようになったのであった。

ウエストファリア体制は統治の枠組みであった。つまり、それは、社会的支配を公式化し、実践し、映し出し、又、強制するための一般的な方法を提供していたのである。この形態の中核には、国家と主権の原則があった。国家の意味するものは、世界は領域的断片に分断され、そのそれぞれは個々の政府によって統治されるということであった。この近代国家は、その支配的領域において、軍事的手段に関し、法的（又は殆ど効果的）独占を享受しており、集権化され、公式に組織された公的権力機関であった。ウエストファリア国家は、それ以上に主権であり、包括的で、最高の、そして排他的な、その予定された地域の統治を行使するのである」³⁾。

さらにその背後にはナショナリズムがある。

「ナショナリズムは主として政治的原則であり、それは、政治的または国家的なものが同一であるべき、というものを含んでいる。これは、ナショナリズムはなによりもまず道徳的原則であり、それらが政治的共同体と表裏一体化しているべき、あるいは、政治的共同体と同じ人々をカバーすべ

き、又、それらは自己統治すべきということを主張しているのである。イデオロギーとしてのナショナリズムは、それゆえ、なによりもまず、世界はどうあるべきか、又は、あるべきか、についての信念たる道徳的又は規範的原則なのである」⁴⁾とされる。

以上のような思想は、「リアリズム」的国際関係においては、国家建設に重要な要素であった。国際関係の理論は、ナショナリズムについて、次のようにも言う。

「ナショナリズムは国家建設の、又は社会の内部での共通のアイデンティティー、又は、信念の形成にとっての重要かつ本質的要素として登場して来た」⁵⁾。

以上のように、ある種の「理論武装」した、つまり、「社会の内部での共通のアイデンティティー、又は、信念の形成」を「ナショナリズム」の名のもとに成した国々が、植民地等をめぐって抗争したというのが、19世紀後半から20世紀前半にかけての国際関係の本質的な姿、ということが言える。

「社会の内部での共通のアイデンティティー、又は、信念の形成」に失敗した国々は、被侵略国にならざるを得なかった。

「大国」であり、例えば、唐代には、東アジアの国際関係の中心で、日本も、その体制、制度等を学んだ中国がその一例であろう。日本の明治以降の対中侵略は、中国そのものの衰退によって容易なものであった。「中国は、かつては偉大な王朝国家であったが、19世紀後半までに、殆ど国家として機能することを停止していたのである」⁶⁾。辛亥革命後の混乱、内戦等による「内的混乱、又は強力な中央政府の欠如は、外国の“不当利得者”に新鮮な機会を提供した」⁷⁾のであった。

1945年8月の日本敗戦によって、第二次世界大戦は終結し、その反省として、GATT（関税と貿易に関する自由協定）が結成され、世界経済のブロック化を防ぐ努力がなされた。しかし、米国でのトランプ前政権の成立に見られるように、この努力に逆行がなされることもある。又、昨今のコロナ騒動に見られるように、ある種の自然災害が原因となってなされた国際交流のやむを得ない遮断が、ある種のブロック化をもたらすこともある。

各国経済のブロック化という動きから脱却せんとしてなされた努力の1つとして、EU（欧州連合）に至る欧州での一連の動きがあると言えよう。EUの最初の動きは、独仏による石炭、鉄鋼の共同管理から始まっている。

独仏関係は、北東アジアにおける日韓関係のように、対立を繰り返して来た、とも言える。その歴史を振り返って見れば、第一次世界大戦、第二次世界大戦のみならず、普仏戦争（1871年）といったものもあった。この普仏戦争の際、パリではパリ・コンミュンが成立し、カール＝マルクスは、同コンミュンを「労働の解放を実現しうる、ついに発見された政治形態」と述べている。経済を中心とした「下部構造」（経済）を含む社会に対し、「上部構造」（政治権力）が抑圧している構造を解体し、社会を「市民社会」（自主管理社会）に再生し得る可能性を見出したからであろう。

戦争で苦しむのは、「上部構造」（政治権力）ではなく、「（市民）社会」である。故に、反戦を言うならば、「社会」は「上部構造」（政治権力）によってではなく、民衆によって自主管理される「市民社会」でなくてはならないであろう。「社会」を自主管理しうる民衆が「市民」であり、それ故の「市民社会」というわけである。

したがって、「市民社会」が持つべき性格は、「上部構造」（政治権力）の暴走を容易にする「包括的抑圧体制」（異議申し立てなき参加、一種の動員体制）、「全体主義」（単一イデオロギー、単一政党、武器の独占、報道の統制、秘密警察、中央統制経済）に特徴づけられた中央集権体制の打破、とも言えるだ

ろう。戦争のような国家間の抗争においては、包括的抑圧体制が「上部構造」(政治権力)にとって、(市民)社会を動員するには好都合である。そうした社会においては民衆は「市民」たり得ない。

この「市民社会」の理念を今日のグローバル化が言われる国際関係に当てはめてみると、如何なることになるのか。

国際的な市民社会の確立、すなわち、反戦等、国家間抗争への対処のためには、先ずは、先程、触れた独仏関係のように、社会の基本をなす経済の共同管理から始めるのが望ましい、とも言える。しかし、単に「共同管理」のみではなく、人々同士の相互交流も問題となろう。EU統合によって各国間の経済統合が強まって来ているとも言える欧州各国ではあるものの、英国のEU離脱にも見られるように、又、仏での国民戦線の台頭に見られるように、排外主義の高まりも又、現実である。

つまり、経済のブロック化を阻止し、「上部構造」(政治権力)を支える社会同士の憎悪の連鎖を断ち切るためには、社会的な国際統合、さらに、それを支える「市民社会」(自主管理社会)が排外主義に走らない形にすることが重要である。英、仏の事例は、「市民社会」が排外主義に走った事例である。

転じて、日韓関係を含む北東アジアの国際関係について言うなれば、「ところで、多文化共生社会の議論の前提になるのは、『多文化社会』(Multicultural Society)の存在である。多文化社会とは、大勢の外国人が居住しあるいは往来して多数の文化が並存する中で、相互の利害関係や異文化間の摩擦を解消するために何らかの調整を必要とする状況にある社会を指す。

すでに日本の幾つかの都市はこのような状況にあり、また外国人留学生の受け入れ大学や多国籍企業のような小社会も同様な状況に置かれている。日本全体から見ればまだ一部ではあるが、日本の都市、大学、企業は大小の『多文化社会』を形成しており、その中で多文化共生に関する問題の解決が切実に求められているのである」⁸⁾。

これは、どの国の出身の外国人との関係にも言えることである。

以上から、次のような問題点がポイントとして、浮き彫りになって来る。

- ① 西欧国家体系(国家中心主義)から脱却し、経済的利害関係を国境を超えて共同管理すること
- ② 単に国境を超えた国家間協力ではなく、「市民」による「社会」レベルでの協力が仲間意識の構築に必要であること。そのためには、地域に身近な存在として外国人が存在し、それが地域に身近な存在として「市民」に認知されていること。各地域での社会統合が進めば、国境を超えた地域同士の統合も可能性が出て来よう。

(以下、それぞれ、①、②と表記)。

以上の①、②について検討するためには、まず第一に日韓間のそれをも含めた貿易、投資の実態を踏まえ、さらに国境を超えた人々の往来について検討する必要がある。無論、独仏間をも含めた欧州統合等国際統合の実態についても触れる必要がある。次章では、先行研究にてそれらに触れてみたい。

第1章 国際統合等についての先行研究の検討

第1節 日本社会の現状

総務省は2006年3月、「日本における外国人登録者数が増加する中、地域においても、国籍や民族などの異なる人々が、互の文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が生じたことから、『国際交流』、『国際協力』とあわせて、『地域における多文化共生』を第3の柱とし、各都道府県および市町村区における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、地域における多文化共生の意義や考え方、推進のための具体的施策等について『地域における多文化共生推進プラン』を策定した⁹⁾のであった。

同プランにも、「地域社会」における「対等な関係」、「多文化共生」が謳われている。政府としても、「地域社会」を人々の生活の現場と認識しているわけである。以上は、「外国人との共生社会の実現に向けて」というレポートからの引用であるが、さらに同レポートは

「日本への定住を希望する者等に対しては、外国人を一時的な滞在者としてではなく、社会の一員としてしっかりと受け入れていくという視点にたって、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めていくことがますます必要になっている¹⁰⁾と論じている。では、そのために何が求められるのか。同レポートは「『外国人との共生社会に関する政策』に求められるもの」として、具体的施策を挙げている。以下に幾つか引用してみると、

「単に外国人を支援の対象として位置づければよいということではなく、外国人が我が国の社会のルールを守り、我が国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会への参加を促すという視点が重要である」。

「外国人を受け入れる日本社会も変化する必要がある。外国人を取り巻く状況や、外国人との共生社会に関する理解を深め、外国人と日本人が双方向的に歩み寄ることが重要である」。同項目は「日本人も外国人も、ともに日本社会の一員であるとの認識に立」つことを呼びかけている。

さらに、「外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、誰もが社会的に排除されることのない『社会的包摂』などのかんがえにつながる」としている。

では、独仏関係にもなぞらえられる日韓関係はどのようにとらえられるべきなのか。

第2節 ある韓国メディアの論説

韓国の新聞『中央日報』（インターネット日本語版）は、2017年1月30日、「100年の敵、独仏、歴史認識を共有して蜜月に・・・韓日は如何なる関係を築くべきか（1）」と題して、次のような記事を載せた。

「今から54年前の1963年1月22日、仏パリの天気は寒かった。この日、フランスの大統領官邸のエリゼ宮では心温まる風景が演出された。シャルル・ドゴール仏大統領とコンシラット・アデナウアー西ドイツ首相が両国の友好条約に署名した後、抱擁した。このエリゼ条約で独仏の和解が初めて公式化されたが、その過程は決して順調なものではなかった。1951年にアデナウアーが初めて西ドイツ首相としてフランスを訪問した当時、フランスとドイツはお互い不信感を抱いていた。ドゴールは大統領になる直前の年の1958年、仏首相としてアデナウアーと初めて首脳会談をした。今日の用語で『プロロマンス』と呼ばれる両首脳の友情が始まったのだ。1962年7月8日、両首脳はフ

ランス大聖堂のミサにも出席し、ドゴールはこの事実を聖堂の床に刻んだ。当時メディアは両首脳の誓約を『世紀の結婚』と描写した。エリゼ条約は両首脳の意気投合による結実だった。両国の首脳が両国関係を正常化したのだ¹¹⁾。

この記事は、そのタイトルからも分かるように、独仏関係の事例を日韓関係の改善に役立てんとして書かれたものである。同記事は続ける。

「その後、独仏関係は強まった。今日の両国関係を敵対的に見る人はほとんどいない。2003年にエリゼ条約40周年を記念して両国は共同国籍を認め、閣僚交換に合意し、2010年に仏財務相がドイツ閣僚会議に出席した。また両国は条約40周年記念行事として仏ベルサイユ宮殿劇場で合同議員会議を開催した。シラク大統領とシュレーダー独首相も出席した。ベルサイユ宮殿は1871年のドイツ帝国宣言、1919年の第一次世界大戦講和条約締結でドイツとフランスが恥辱と雪辱を交わした歴史の現場だ。また2013年の条約50周年記念では独ベルリンで合同閣僚会議と合同議員会議を開いた¹²⁾。

この記事から、「上部構造」(政治権力)レベルでの両国の統合が進んでいることがうかがえる。独仏両国とも、議会制民主主義による複数政党制国家であることは周知のとおりである。序章で指摘した②が無ければ、こうした動きは、実現不可能だったと言えるかもしれない。すなわち、「市民社会」レベルでの統合である。

この件につき、上記記事は「指導者の友情のほかにも敵対関係を和解に変えた戦略的要素がエリゼ条約にはある」と指摘し、「共同歴史教科書の編纂はその代表的な事業だ」としつつ、「歴史認識の共有」を挙げている。同記事はさらに続ける。

「独仏ともに残酷な歴史から抜け出して明るい未来を築くことを望んだ。エリゼ条約に基づき1965年に独仏青少年事務所が設立され、両国の多くの青少年を交流させた。50年間に約1000万人が参加し、相手国に約30万人が働いている。両国の合同中学・高校と連合大学も設立された。和解は過去に背を向けたり忘却したところで実現するものではない。むしろ過去を直視し、誤解の部分は解き、それぞれ異なるしかない考え方は認め、反省すべき点は反省し、許すべきことは許してこそ実現する¹³⁾。

上記からは、本節内でも触れた②が、ある種、実現しているかのようにも思われる。

上記記事が「過去を直視し」と主張しているのは、1910年から1945年までの日本による韓国併合を踏まえてのことであろう。同時に「それぞれ異なるしかない考え方は認め」とあるのは、一方が他方を併合する形となった日韓併合を踏まえ、日韓両国の対等協力のための互いの差異を尊重せよ、ということであろう。各自の差異を認め、多様性を尊重するというのがデモクラシーの基本である。

『中央日報』の独仏関係に学ぶべきという記事は、まだある。「日本対策・独仏和解から学ぼう＝韓国(2)」と題する記事は「社会の底辺は葛藤の温床にも和解の土台にもなったりする。そのような社会底辺の変化がなければ、政府間、指導者間の合意と和解声明が持続的に社会の変化に寄与することはない¹⁴⁾」と指摘する。この点も②として、先に触れた。

同記事は「ドイツの和解政策に対する被害国フランスの対応は2つあった」として、「一つは活発な民間交流でドイツ・フランス和解のインフラを築くことで、もう一つは欧州石炭鉄鋼共同体、欧州共通市場、北大西洋条約機構(NATO)同盟、そして欧州共同体(EU)のような多者機構でドイツを牽制することだった。1963年にアデナウアーとド・ゴールが署名した歴史的なエリゼ友好協力条約の重要な内容の一つも、大規模な学生交流と夏の語学キャンプ、姉妹都市締結に広範囲な和解のインフラを構築することだった¹⁵⁾」と指摘している。

ここでも②が、ある種、主張される形となっている。同時に欧州統合の流れに触れることで、本論文で言うところの①が主張されていることが分かる。①のみで②が無ければ、「持続的に社会の変化に寄与することはない」であろうし、②があっても、①について指摘した「国家中心主義」が存続し、国境等が嚴重に封鎖されている状態では、国際統合は進展しないであろう。したがって、①、②は互いに関連していると言える。

さらに、上記記事は次のように締めくくられている。

「外交官と政治家だけに任せていれば、韓日関係の正常化は百年河清だ。政府レベルですべきことは、壊れた最小限の機能的関係を復元し、軍事情報交換のような安保協力体制を構築することだ。それが北東アジアの地政学的な要請だ。多者の枠で第一は韓日間、多者間 FTA だ。特に韓日中 FTA は相互依存度を高めるのに最も効果的な装置となるはずだ。ヒトラー暗殺陰謀関与で監獄生活を送ったアデナウアー、反ナチレジスタンスを率いたド・ゴールのように、確実な道徳的権威を持つ卓越した指導者がいない韓国と日本は、多者の枠と社会底辺の変化に頼るしかない」¹⁶⁾。

経済のグローバル化に合わせた動きであり、ブロック化を打破し、国際統合を進める動きだと言えよう。先にも述べた独仏間の石炭、鉄鋼の共同管理から始まる欧州統合の動きもそうした動きの1つと言えよう。ちなみに

「協力は調和とは区別されねばならない。調和は(他への配慮なく自身の自己利害において追求される)行動主体の政策が自動的に他者の目標達成を促進する状況に言及するものである。調和の古典的事例は、見えざる手が各自の自己利害の追求が全ての利害に貢献するということを保証するという古典的経済学者の仮定的な競争的市場経済である」¹⁷⁾

であり、

「協力は、“政策協調”としてしばしば言及される交渉の過程を通して、互いの一致へと - 先在の調和にはない - 個々の個人あるいは組織が持ち込まれることを要求するものである」¹⁸⁾

ということが言われる。

次節では、独仏関係から始まった“政策協調”たる欧州統合について、先行研究を検討したい。

第3節 欧州統合の理念と現実

大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事・ゲロルト＝アメルニク氏は、欧州統合について、次のように述べる。

「この統合の歩みはドイツから見ればサクセスストーリー以外の何物でもない。いや、それ以上のものである。ドイツにとって昔も今もできるだけ緊密にヨーロッパの国家を統合するという政策に代わる選択肢はない。ドイツ人は勿論、近隣の国の人々が自分達の平和、安定、繁栄のためにはヨーロッパの国家を平和的に、しかも経済だけではなく、できるだけ広く政治的に統合せねばならないと最終的に理解するようになったが、これはとりもなおさず二つの忌まわしき世界大戦の教訓からであった」¹⁹⁾。

前節で言うところの「過去を反省し」、「反省すべきは反省」することからの出発であったと言えよう。

欧州統合には、初期の頃から、欧州を連邦制国家、もしくは欧州合衆国としようという考えと、仏のドゴールの主張した独立国家から成る「緩やかな共同体」とすべし、との意見の相違があったものの、最近まで、統合過程が前進し続けて来たのは、独仏両国が「共同体の前進に向けて一緒にリー

ダーシップをとった。これは実に決定的なことで、この独仏の連携なしに何故欧州統合がサクセスストーリーになり得たかを理解することは出来ない。隣り合った独仏両国は長い間、敵対関係にあり、第二次世界大戦は両国間の実に多くの戦争の中で直近のものであるに過ぎなかった。長期間、両国は歴史的な『宿敵』と言われてきた。以ってヨーロッパにとって決定的な突破口は、両国が第二次世界大戦のあとで全力を挙げて和解のプロセスをとったことにある。このような独仏の連携がなければ欧州統合は不可能だったろう」²⁰⁾とされる。

東アジアでこの構図を考えてみると、これまでに論じて来た日韓、或いは日中といったことであろうか。日、中、韓3か国については、先の中央日報の記事が指摘しているように、FTAの必要性も説かれている。アメルニク氏は「今日では全ての面で独仏関係が進んでいる」としつつ、その一例として、ドイツ再統一への日本からの外務省職員に対する説明をなしたのは仏政府の外交官であったことを挙げている²¹⁾。

同氏は「日本の北方領土問題についての立場を調査すべくドイツの外交官が日本外務省を訪れた時に、そこで韓国の外交官が説明を行なうことがあり得るかと考えれば、現在の独仏関係の緊密さがお分かり頂けると思う」²²⁾と述べている。

独仏関係は①のレベルでは、かなりの程度、統合が進んでいることがうかがえる。この点では、日韓、日中関係では立ち遅れていることは否めない。では、②のレベルではどうだろうか。

アメルニク氏は、欧州統合が進み、EU(欧州連合)が出現、加盟国も20か国を数えることになったことについて、「二重の負担」を指摘する。「二重の負担」とは、「一つは欧州の機関の負担、もう一つは欧州の国民自体が負う負担である。EUの機関の決定のプロセスは加盟国が10か国を超えたあたりでも既に困難を迎え」、その2倍にもなった「共同体のメンバーの要求」の充足はほぼ不可能と化したことが、各加盟国によって認識されるようになっていたのである。故にEUは共同体憲法を持つべきとされ、又、「共同体の中での決定プロセスが民主的に行われるように欧州議会の権限強化が必要となった。と同時に、多数決の原則の適用を拡大することが決定のプロセスを効率的にする必要があった」²³⁾のであった。

以上のような趣旨のEU憲法草案は、2004年10月、EU全加盟国政府によって、調印されたものの、仏、蘭両国では国民投票によって、その批准は否決になった。先にも引用した「社会の底辺は葛藤の温床にも和解の土台にもなったりする」という実例であろう。仏蘭両国での「選挙結果は少なくとも市民の間でEUに対して蔓延する不快感の現れと言え。ブリュッセルのEU機関は『市民から離れて膨張した官僚的機関』と見られて、『その何でも批判しようとする力』は益々深くEU市民の中に食い込んできて」²⁴⁾いたとされる。

「多くの人々」がブリュッセルでの機関の官僚主義的態度に批判的になり、統合に懐疑的となる等したのは、EU機関自体や加盟国政府の決定や統合過程、あるいは、そのメリットについての説明不足があるとされる²⁵⁾。

アメルニク氏はむしろ、「グローバル化の時代では国民国家の主権は全く違った側面で捉えられるということである。多国籍企業の力が増すことなどでグローバルな競争が常に激化する中で、ヨーロッパの国々はその主権を場合によっては共同体によってのみ、つまり逆説的だが、その主権をEUに移譲することで守れるのである。例えば、ユーロ導入によって、とりわけユーロを採用した小さな国々の主権がむしろ強化されたことに疑いを持たない。このような小さな国々は自分たちの国の通貨、つまり自分たちの国の経済がユーロ導入のおかげでもはや国際的な通貨の投機や世界経済の

荒波の中で弄ばれることを恐れる必要はなくなった」²⁶⁾と指摘する。①が発生したということであろう。

小国の政府と雖も、交換レート等を気にすることなく世界市場へ自国企業が参入することを奨励できるわけである。自国経済の強化の好機というわけである。しかし、経済力の弱い国々から、強い国々へと労賃を求めての人々の移動による職の奪い合い、或いは強い国から弱い国々への安い労賃を求めての職場の移転等による労働市場の不安定化といった問題も発生している²⁷⁾。

したがって、①、②を実現するためには、経済格差の克服が不可避であることが分かる。経済格差の問題に、欧州統合は如何に対処したのであろうか。

第4節 欧州石炭鉄鋼共同体をめぐって

北海道大学教授・遠藤乾氏は、独仏関係について、「独仏枢軸とよばれる緊密な二国間関係は、つねに議論の対象となる。戦後のヨーロッパ統合との関連でいえば、石炭鉄鋼に焦点を置いたシューマン・プラン以来、独仏は統合のプロモーターと見なされてきた」と論じる²⁸⁾。

シューマン・プランとは、EU統合の出発点となった独仏両国の石炭鉄鋼の共同管理についての計画である。これは「欧州石炭鉄鋼共同体」の計画であり、当時の仏外相・シューマンによって提唱されたものである。さらに遠藤氏は、2009年のギリシャ国債危機がユーロ圏全体での政治経済危機へと波及したことに対し、「独仏共同でヨーロッパの危機を管理しようとする意志は明らかだ。この2年のあいだに、メルケル独首相とサルコジ仏大統領が直接顔を合わせたのは、少なくとも39回に上る」²⁹⁾と指摘する。

同氏の指摘からも、緊密な独仏関係というものがうかがえるものの、

「そもそも独仏枢軸とは何なのか。ごく平凡な勢力均衡の視点からすると、ジャン・モネ（当時のフランス計画庁長官―筆写注）が下書きしたシューマン・プランとは、石炭鉄鋼の地域的共同管理をテコに、フランスが主導権を確立し、西ドイツを追従国として取り込むことを意味していた。モネの才は、地域形成を機能的統合から出発させたというより、むしろそのような権力計算を平和や和解のことばで包んだところにある」³⁰⁾

とされる。

「この独仏協調は、冷戦の下で西欧を統合することでエンパワーしたいアメリカの利害とも合致していた。また同時に、イギリスという大国を独仏中心の大陸マネジメントから外すことをも合意していた。それはつまり、中心の再定義でもあったのである」³¹⁾。

以上からは、欧州統合は、①で指摘した「経済的利害関係を国境を超えて共同管理する」性格を有してはいたものの、西欧国家体系（国家中心主義）の延長線上にあったと解釈できよう。又、この動きは「冷戦の論理に基礎づけられ」ていたことも指摘されている³²⁾。

欧州石炭鉄鋼共同体が調印されたのは1951年4月のことであった。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程生・山本健氏によれば、

「それは、『独仏和解』を唱え、両国間の戦争を不可能にするためにも、対立の火種となる重要な戦略物資である石炭・鉄鋼を超国家的権限を持つ『最高機関（High Authority）』の管理下におき、かつ石炭鉄鋼の共同市場を創設するという構想であった」³³⁾。

シューマン・プランと並行して、プレヴァン・プランという仏政府によって提唱された欧州統合軍の構想があった。1950年に朝鮮戦争が勃発し、冷戦が熱戦に転化した故に西独再軍備の問題が台

頭して来ていた。フランスはこれに反発し、プレヴァン・プランを提唱したのであった³⁴⁾。ここにも西欧国家体系の延長としての欧州統合がうかがえる。

西独、伊、ベルギー、蘭、ルクセンブルグの賛同を得たシューマン・プランは、1950年6月から、6か国間交渉が開始された。しかし、年内秋までに終わると考えられていた交渉は、西独の鉄鋼石炭産業の非カルテル化、非集中化の問題をめぐって、翌51年3月まで長引いたのであった。この問題をめぐって、仏—西独は対立し、結果として同条約の調印を実現させたのは、米政府による介入であった³⁵⁾。

山本氏は米国が介入した理由として、「西ドイツの再軍備の早期実現にあった」³⁶⁾と指摘している。

シューマン・プランの目的は「独仏和解」の他に、フランスとしては、冷戦の中で、西独を一定程度、制約しつつも、戦後復興のためには独産出の石炭に依存する必要があった。その構想は「独仏和解」と「石炭の確保」の2つを狙ったものであった³⁷⁾。後者は前節でも指摘した経済問題であるが、計画作成者のモネにとって、西独鉄鋼産業のカルテル解体は、重要な前提であった。

「非カルテル・集中化政策が十分になされないまま石炭鉄鋼共同市場が発足すれば、その共同市場は、潜在的に圧倒的な競争力を持つ西ドイツのルール地域の石炭鉄鋼産業に支配されてしまうと認識されていたからである。モネは、フランスと西ドイツの鉄鋼産業が、共同市場において対等に競争できるようになることを目指していた」³⁸⁾のであった。

「対等に競争」できなければ、既に指摘したように、統合への懐疑が出てしまうであろう。経済的な不利益は統合への批判の大きな要因である。西独のアデナウアー首相は、非カルテル化に反発していた。「より実際的な経済の利害対立を乗り越えなければならなかった」³⁹⁾のであった。

先の朝鮮戦争の勃発は、米国政府に西欧への更なる米軍の関与と西独再軍備を「一括提案」とする政策を決定させることになり、同政策を米英仏三国外相会談にて提示（1950年5月）、西欧諸国にとっては、更なる米軍の支援を受けるためには、西独再軍備の需要が必要であることを示すものとなった⁴⁰⁾。この状況は西独の交渉の立場を強めた他、ルール地方の鉄鋼業界には、「シューマン・プラン不要論」を唱える動きさえ出していた。

こうした状況の下、「『シューマン・プランの拡大によってドイツをヨーロッパに統合させる』ことによって西ドイツ再軍備問題を解決する」しかない、と認識したモネは、プレヴァン・プランの作成にかかったのである⁴¹⁾。

プレヴァン・プランには、ドイツ国家軍再建反対や、超国家的欧州軍の創設と独人部隊のそこへの組み込み、そして、欧州石炭鉄鋼共同体条約調印までの欧州軍実現の延期が示されていた。シューマン・プラン実現前の西独再軍備は認めない、つまり、

「プレヴァン・プランは、西ドイツが再軍備される前提として、シューマン・プランの成立を要求するものでもあったのである。そして、フランス政府にとっては、西ドイツの石炭鉄鋼カルテルが十分に制限されてはじめて、シューマン・プランが意味を持ったのであった」⁴²⁾。

換言すれば、プレヴァン・プランは、西独にシューマン・プランの非カルテル化条件を認めさせるための交換条件ともなっていた。

第4節 調印される欧州石炭鉄鋼共同体条約

プレヴァン・プランは、そのシューマン・プランの非カルテル化との交換条件的性格、又、西独

再軍備を遅らせ得る性格故に、アデナウアー首相から否定的にとらえられていた。米国も両者の関連には否定的に考え、さらに、欧州軍構想は、NATO（北大西洋条約機構）諸国間では軍事的有効性について懐疑的にとらえられていた。このような状況の下で、米国から「スポフォード妥協案」が示され、仏政府の欧州軍創設を目指す動きの間、NATO内での一定の制約を課す形での西独再軍備を認め、欧州軍構想が頓挫した場合には、NATO軍内に組み込む形での西独再軍備を認めるというものであった。これはシューマン・プラン—プレヴァン・プランの関連を否定するものであった。米国政府は同妥協案の受け入れを仏政府に迫り、仏政府としては受け入れざるを得なかった。しかし、仏側は米側に、西独再軍備には一定の制約があるという前提を認識させた他、この時、米側から欧州統合の言質を得ることが出来たのであった⁴³⁾。

他方、一定の条件付の再軍備は、西独にとって差別的であるとして、アデナウアーは同妥協案に拒否を示していた。西独再軍備のためには更なるフランスの協力が必要と考えた米国は、シューマン・プランの実現が必要と考え、米国は西独政府にシューマン・プランを迫った⁴⁴⁾。米国としては、当初、シューマン・プランへは「不介入政策」の立場であったが、西独再軍備のために、積極的介入に転じたのである。

しかし、当時、西独においては、ルールの鉄鋼業界のみならず、労組も、カルテルとしての「ドイツ石炭販売」(DKV)の解体には反対し、社会民主党（当時、西独野党）もシューマン・プランに反対していた。経済界、労組の支持なしでは、批准は困難な状況にあった⁴⁵⁾。「上部構造」（政治権力）に利害を表出する「下部構造」（経済）を前提とした「市民社会」の反対が控えていた状況であったと言える。

独高等弁務官米国代表・マックロイは、シューマン・プランの反カルテル条項への「過度の」集中反対、の挿入、各鉄鋼企業は75%までは所有炭鉱からの石炭の供給を可とする、DKVには反対だが、解体までの移行期間を承認する等の妥協案を示し、アデナウアーに妥協案を受け入れさせた他、マックロイがアデナウアーの依頼を受けて、西独の石炭鉄鋼業界と労組の双方を説得、結果として、アデナウアーから、非カルテル化、非集中化の受け入れを得たのであった。1951年4月18日、欧州石炭鉄鋼共同体条約（ECSC）は正式調印の運びとなった⁴⁶⁾。

以上から、欧州石炭鉄鋼共同体発足には、東西冷戦を含む西欧国家体系（国家中心主義）の論理、経済格差に対する市民社会の論理の2つがあったことがうかがえる。前者が動揺するのは、ドイツ統一、ソ連解体によってであった⁴⁷⁾。

先にも引用したように、今日では多国籍企業のような西欧国家体系の物理的枠組みを超えた経済アクターが登場し、国家がかつての国際関係の中心的存在から、経済アクターの後援者的立場に後退する等、国境を超えた経済活動が普遍化して来ている。その意味で、①が益々、求められていると言えよう。①は無論、東アジアにも求められていることは先の『中央日報』の記事からも明らかである。

では、東アジアでの国際統合等の研究についての状況はどうであろうか。

第2章 東アジア等での共同体等に関する先行研究

第1節 東アジアでの統合の現況

統合の鍵である経済について、次のような議論がある。

「近年の東アジア経済の急速な発展と、各国・地域相互の結びつきの強まりは、まさに瞠目すべきものといえる。域内貿易比率を基準としてみても、2003年には50%を超え、NAFTA(North American Free Trade Agreement)を凌ぎ、EU(European Union)に迫る水準に達している。こうした実態を事実上(de facto)にとらえ、さらに結びつきを強化し、地域の経済発展を持続させるため、制度的な経済統合を進めようという動きは強まっている。そのような動きの中で『東アジア共同体』という概念が提示され、それに関わる動きが活発になってきた。

しかしその内容は未だに具体性を欠いており、全体像は明確ではない。『東アジア共同体』とは何なのか。それはFTAや他の経済統合とどのように区別されるのか。なぜ経済統合の姿が『東アジア共同体』でなければならないのか⁴⁸⁾。

EUが、西欧国家体系(国家中心主義)の論理を基にECSCから出発したのに対し、東アジア地域では経済が先行している感がある。

環日本海経済研究所(ERINA)調査研究部主任・中島朋義氏は、東アジアでの経済統合の動きは1990年代初頭にまで遡り得るものの、97年のアジア通貨危機の時、結成30年となったASEAN(東南アジア諸国連合)は首脳会議に、日、中、韓の3カ国を招待し、その後のASEAN+3首脳会議の始まりとなったのであった。翌98年の第2回首脳会議では、韓国の金大中大統領(当時)の提案で、EAVG(East Asia Vision Group 有識者によって東アジアの将来像に関する検討をなすためのもの)が設置され、3年後の2001年、EAVGは東アジアでの自由貿易圏の形成、ASEAN+3首脳会議の「東アジア・サミット」への発展等を内容とした報告書を、首脳会議に提出した。中島氏によれば、おそらくは、この時、初めて、「東アジア共同体」という言葉が政府レベルでの政策を議論する場で用いられたのであった⁴⁹⁾。

そのASEANでは、1993年、加入国間のFTA(自由貿易協定)であるAFTA(ASEAN自由貿易地域)が発足した。しかし、日、中、韓の北東アジア3カ国は、2000年になっても、FTAを全く締結していなかった。北東アジア—東南アジアでは、「日本・シンガポール経済連携協定」(2002年)や農産物等、一部品目の関税撤廃をなす中国—ASEANのFTA(2003年)、或いは、韓国—ASEAN(タイ以外の9カ国)との物財限定のFTAの締結(2006年)といった事例が存在する。北東アジア3カ国—ASEANのFTAは、ASEAN+各1カ国の状況であり、日、中、韓3カ国間のFTAは進んでいないことが指摘される。さらに、先のEAVGの提言を受け、EASG(East Asia Study Group 各国官僚から構成)が設置され、EASGが2002年に、首脳会議に提出したレポートが政府間合意文書となった。EAVG、EASGは、ASEAN+3全域を包括する自由貿易地域の確立を言うものの、実現できていない。これは、「スパゲッティ・ボウル」と呼ばれる運用上の非効率現象(各FTAによって、関税率、原産地規定等の違い)を生む可能性がある⁵⁰⁾。日、中、韓3カ国間のFTAは2020年11月現在、未だ交渉中である⁵¹⁾。

経済統合を目指すにあたっては、5つの段階があるとされる。

1 FTA = 自由貿易地域

参加国間の関税の撤廃

2 関税同盟

FTAに加え、域外への関税同盟

3 共同市場

関税同盟に加え、資本、労働等の生産要素の域内での自由化

4 経済同盟

共同市場に加え、経済政策の一定の調整、共通化

5 完全な経済統合

金融、財政、社会、マクロ経済等の政策の統一、超国家的行政機関の設置⁵²⁾

東アジアでの経済統合はどのレベルにまで進むべきなのか。この問題について、各論者は、東アジアでは、自由、民主主義、人権尊重、法治等の価値観は共有されておらず、上記の3以上の統合は困難であり、又、経済発展段階の相違、日、中、韓3カ国の政治的緊張、中国の覇権主義等から、実現不能とする声もあるとされている⁵³⁾。

しかし、経済のグローバル化、又、先にも挙げた東アジアでの国際経済の活発化から、最早、軍事力による対立、軍事力をパワーの中心とする考えは東アジアにおいても必ずしも、中心をなさないであろう。つまり、既成事実として、①は半ば、実現していると言えよう。又、確かに、EAVGも不戦の他、自由や民主主義、人権尊重を謳っている⁵⁴⁾。

「東アジア共同体」について、経済同友会も2006年、不戦の他、「東アジア共同体の目的と基本理念」として、「民主主義、市場経済、基本的人権」を提言している⁵⁵⁾。

以上から、北東アジアを含む「東アジア共同体」が克服すべき課題として、民主主義の価値の共有、格差の是正があることが分かる。

「しかし、政治的仕組みや価値観が大きく異なる東アジア諸国が、現在のNation Statesのあり方を根本的に変化させる安全保障取り決めを含む共同体創設を中期的に実現できると考える政府はおそらく皆無であろう」⁵⁶⁾。

では、「『東アジア共同体』を推進させるための現実的なアプローチとは何か」ということになる⁵⁷⁾。

国際通貨研究所専務理事・浅見唯弘氏は、統合には

「政府間対話を一層深めるとともに民間を巻き込んだ一大運動へと発展させ、地域市民の支持を確保しながら、実現可能なことから推進していく必要がある」⁵⁸⁾

と論じている。

さらに同氏は「東アジア共同体へ向けての現実的なアプローチは経済面での統合」⁵⁹⁾としつつも、政府間の経済政策の協調によって、「地域の人々」が「経済的な恩恵に浴すると認識すれば、政策協調は域内市民によって支持されることになる」⁶⁰⁾とも論じている。

以上から、換言すれば、北東アジアを含む東アジア各国内の域内の経済配分が順調であれば、「域内市民」の支持も高まり、「東アジア共同体」への支持も高まるということでもあろう。逆に格差が

広まる等した場合、「東アジア共同体」は

「現実には政治的、経済的、心理的にしばしば破綻することもあり得る」⁶¹⁾とされている。

国際政治学者・宇野重昭氏は、「個性の尊重」を基礎としつつ、「東アジア各国での交流を通じて共通文化的アイデンティティーを探し求める」という他の研究者の議論に同感し、東アジア共同体を破綻から救うためには、「本質的な人間平等、他者信頼の精神をとりもどす」べきとしている⁶²⁾。交流が進めば、「経済的な意志」と共に②も進むかもしれない。

「さらに、非国家アクターの超国家的な関与や活動は、国家間の社会的関係に孕まれる緊張を緩め、対立競争から協力互助へと東アジア国際社会の社会的関係を変えることも考えられる。経済発展(近代化)や社会発展(民主化)によって育てられた市民社会が国家の性質を変えるのと同時に、協力の制度化が進んだ互助的国際社会は、国家アクターの利己心を制し、国際領域における諸アクターの関与や活動のあり方を規制しうるだろう。東アジアでの互助的国際社会が成立し、その制度や慣行が高い結束力を見せるとき、『東アジア』は主体の競争や協力の結果として自然になるであろう」⁶³⁾という議論もある。

ここには、国家権力(中央政府)によらない東アジアでの国際社会での統御についての議論が見出される。これらの統御によって共同体内の域内格差が縮小すれば、「本質的な人間平等、他者信頼の精神」も構築しやすくなるであろう。

「東アジア共同体」が言われ、共通の価値観として「民主主義」が言われる時、外国人参政権の問題について触れざるを得ないであろう。

外国籍であるとの理由から、参政権がないという状況は、それらの人々に対する「本質的な人間平等、他者信頼の精神」はないと言えるからである。

第2節 日本での外国人参政権についての議論

一橋大学教授・田中宏氏は、韓国では、選挙権のみとはいえ、2005年、永住外国人に地方参政権が与えられたことに言及しつつ、

「もし、日本が地方選挙を認めれば、玄界灘を挟んで、“EUの卵”が産まれる」と論じている⁶⁴⁾。

最高裁は、1995年2月28日、永住外国人等に対する地方レベルでの選挙権の付与は憲法上、禁じられているものではなく、「専ら国の立法政策に関わる事柄」とであると判決している⁶⁵⁾。

実際、「近年、日本においては外国人参政権の問題が、活発に議論されるようになってきている」⁶⁶⁾とされている。

「外国人参政権をめぐる議論が活発になっている背景には、議会制民主主義の基礎である選挙への参加を『国民』に限定する国民国家のあり方に対する疑問がある」⁶⁷⁾とされる。本稿も、そうした疑問又は議論の提起をなすものである。では、日本での議論はどのような状況にあるのか。

「松原仁事務所インターン生一同」による『外国人参政権』というレポートの中の「法的側面からのアプローチ」という項目は、「平成7年(1995年-筆者注)の最高裁判決は地方選挙権について、外国人に付与することは憲法上の要請とは言えないが、法律を改正してこれを付与するとしても憲法上許容されうる、として、現在では地方選挙権許容説は通説判例の認めるところとなった」⁶⁸⁾という司法の見解を紹介している。その上で、「国民主権」との関連で、以下のように論じる。

「国民主権主義は『上から』の『全体としての国民』による正当化が地方自治体に及ぶことを遮断されないこと、つまり『全体としての国民』の意思に反しないことを要請する。しかし、外国人の地方選挙参加によってそのようなことが生じることは法制度上ありえない。なぜなら地方議会の条例制定は、『法律の範囲内』で行われているからである。たとえ外国人に選挙権を保障することにより、外国人の意向を反映する条例が制定されたとしても、その内容が法律と矛盾する場合は、制度上常に法律の内容が優先される。そのため『全体としての国民』の意思が及ばないことはないのである」⁶⁹⁾。

このように言いつつも、同項目は「個人的な見解」として、次のように言う。「国政選挙については禁止説、地方参政権については許容説が理論的に妥当であることは私としても異論はない。しかしこうした法的な問題を抜きにすれば、地方選挙においても原子力発電所建設問題や米軍基地問題などの国家の重要問題が争点になることがある。こうした日本の将来に大きな影響を持つ政策については日本国籍を持つ者が、その決定を正当化し、またその責任を負わねばならないだろう。また日本に滞在する永住外国人は国籍も人数も様々だ。これを平等に扱うのは難しいだろう。別々の国家間の争いで、日本においてその国籍を有する者たちが反目した場合、日本とその両国との外交関係がこじれることも考えられる。こうしたことについて、地方も国政も決して完全に別々のものであるとは言えないであろう。よって私は、国政においても地方においても、選挙権を付与されるのは日本国籍を有する者のみに限定されるべきと考えられる。条例よりも法律が優先されるからといって、安易に外国人に選挙権を付与することは国家の安全保障上、問題があると言えるだろう。将来の日本で、また状況はいくらでも変わりうるだろう。そうした時のために、法律的には地方参政権については許容説を維持しつつも、立法府の判断として、外国人参政権付与は禁止するという明確な態度を示すべきである」⁷⁰⁾。

筆者は以上のような議論に強い疑問を持つ。確かに、「日本の将来に大きな影響を持つ政策」たる「原子力発電所建設問題や米軍基地問題などの国家の重要問題」が「地方選挙においても……争点になることがある」。こうした問題が地方選挙において争点になるのは、日本国全体の問題として、というよりはその地方（地域）の生活、福祉環境等についての影響に関して、ということが言えるだろう。住民投票をも含む地方選挙は、それを問うための投票行動であると言っても良いだろう。そこにおいては、日本国籍を有する者であれ、外国籍住民であれ、投票基準は共通ではないかと思われる。日本国籍を有する者、あるいは外国籍住民のいずれにせよ、米軍基地、原発建設が公害等を生み、生活を害する可能性、又は現実是不変だからである。しかし、それでは、「国家の重要課題」、すなわち、『全体としての国民』の意思に反する可能性についてはどうか、という反論があるだろう。例えば沖縄での米軍基地建設のための辺野古埋め立てについての県民投票は、「国家の重要課題」に反する結果を出したとも言える。これは外国人参政権がなくても、地方が「中央」に対し、中央の意思に反する行動を採りうることを示しており、換言すれば、外国人参政権否定の論拠にはならないことを示していると思われる。全ての外国人が日本に帰化し、日本国籍を有しても、やはり、「中央」が彼等、彼女等の生活を害する危険性やその現実がある限り、地方の中央の意思に反する行動は消滅しないであろう。

それでは、国際統合へのアプローチのための理論的枠組みは如何なるものになるのであろうか。

第3章 国際社会の統合とその理論

第1節 「交流主義」理論

これまでに見て来たように国境を越えた経済交流、統合が進み、

「世界各国の人々が往来し、あるいは定住するような国際的拠点都市は多文化・多民族社会になるだろう。そこには、ともすれば民族間の誤解や偏見が発生するかもしれない。旧来の閉鎖的な地方都市が国際的拠点都市に生まれ変わるには、新しい理念（多文化共生）を『新しい規範』を掲げる必要がある。そのような理念と規範を掲げて、地域住民が主体的な街づくりが出来るか否かが国際的拠点都市となる重要な鍵ではないかと思われる」⁷¹⁾。

「市民社会」の理念による「国際的拠点都市」のビジョンである。

「例えば福岡市では、行政主導でアジアマンス、福岡アジア文化賞などの国際行事を行い、アジアにおける知名度を引き上げてきた。また、外郭団体の福岡国際交流協会は住民の国際意識の啓発活動（外国人のホームステイ事業、外国人留学生による外国語教室、市民の国際交流活動助成など）に取り組んでいる。また県の外郭団体の福岡県交流センターや様々な民間団体も同様に外国人留学生との多種多様な交流活動と支援活動を行っている。こうした活動の成果として、市民意識レベルでは、外国人に対する『お客様』意識や『よそ者』意識が変化し始め、『隣人』意識が醸成されつつある」⁷²⁾。

市民意識レベルでの「外国人に対する『お客様』意識や『よそ者』意識が変化し始め、『隣人』意識が醸成されつつある」ということは、「社会」レベルでの「『対等な関係』による『共生社会』の実現に近づきつつある、つまり、「多文化共生」が醸成されて来ているということであるとも言えよう。

同時に、国境を越えた「『隣人』意識が醸成されつつある」ということは、先にも触れた国家レベルでの紛争、対立が軍事的衝突に発展するのを防ぐためにも有益であるとも言えよう。換言すれば、軍事力以外での国家の安全保障にも貢献し、それ故に、反「包括的抑圧体制」を構築し得る側面があるのではないか、ということである。

「交流主義」という理論がある。国際政治学者・カール＝ドイッチュの唱えた理論で、国際統合の理論である。同理論は「安全保障共同体」という概念を提示し、次のように議論が展開される。「カールは“共通の社会問題は‘平和的変化’の過程によって、解決されねばならず、又、されうるという少なくともこの一点において、合意に達した”と信じる“人々のグループ”として、安全保障共同体を定義した」⁷³⁾。安全保障共同体については、「人々の間で増大する相互作用、コミュニケーション、運動、又は接触を含む社会結合の過程」が重視されるのである⁷⁴⁾。交流主義は「コミュニケーション理論としても知られる理論であり、同理論は「異なった国々における人々の間の共同体の構築に注目することを必要としている。この概念は、人々の間での社会レベルにおける増大する相互作用は、紛争を思わなくする信用や善意の感情を打ち立てるという理念に依存している」⁷⁵⁾のである。

これらを経て、「人々の間で争いを解決する手段としての戦争という概念が思われ得なくなる場所で、人々の間に‘安全保障共同体’の確立」となるのである⁷⁶⁾。そして、それを基礎として、政治的統合がなされるとしている⁷⁷⁾。しかし、「社会的相互作用のレベルを地図として描いたり、安全保障共同体の存在を描写し得る一方、交流主義は、如何にこれが政治的統合を導くか、という原因的理由の多くを与えていない」⁷⁸⁾のである。

さらに、「例えば、相互作用のどのレベルが、量的に（統合され、あるいは多元的な）政治的共同体

の特殊な形態が存在していると、我々に本質的に言わしめるのだろうか。我々がこれ、又は他の指標から知る全ては、統合され、あるいは統合しつつある人々は、高度なコミュニケーションを経験している、ということである。さらに、我々は、コミュニケーションが統合の原因あるいは効果になるか否かを知らない。どの範囲でコミュニケーションは統合の過程の結果になるのか？逆にそれらは、どの範囲で統合過程に基礎を提供するのか？」⁷⁹⁾ という批判もなされている。同じく国際統合の理論家・エルンスト＝ハースは「ドイツユの概念は、秩序ある国際関係から“共同体”を異ならしめる主たる基準として社会変化を達成する非暴力的手段の貢献のみでそれ自身を満足させつつ、明白な制度的構造の存在を主張していない」⁸⁰⁾ と批判し、「機能主義」を唱えた。

第2節 「機能主義」理論

第1章でも論じたように、1952年創設の「欧州石炭鉄鋼共同体」(ECSC)は「欧州統合における後の発展の種を含んでいた。仏、独の石炭と鉄鋼生産を規定することを要求する制度を作ることによって、－これらの本質的戦争産業に対する超国家的統御をほのめかすことによって－、フランスの経済計画者・ジャン＝モネによって起草されたシューマンプランは、二国間での再戦を不可能ならしめるという仏独の願いの象徴となったのである」⁸¹⁾。

戦後の欧州の地域統合の動きは、既に述べたように、経済面での統合から始めることによって、不戦(平和)の枠組みを政治的に構築しようという試みであった。リアリズム的国际関係の枠組みの中で、二度の世界大戦が、経済的利害のために戦われた側面を考えれば、しかるべき点に着目した構想だったと言えよう。経済面から統合を考える、ということは、東アジアの共同体、すなわち、地域統合の考察にとっても、第1章で議論したように、東アジア地域では経済が国境の枠組みを超えている以上、不可欠な視点であろう。ある種の「学者たちは、欧州統合を、それ自身独特なものを見ている－又、それ故に統合に貢献できる理論の発展において。これらの間で、最も目立っているのが、欧州レベルで移行しうるエリートの資源と忠誠心として、1つのセクターから他へと‘波及する’ことに関連して統合の変化を説明することを求める新機能主義であった」⁸²⁾。

「欧州統合」において、「最も目立っている」理論としての「新機能主義」という以上、当然、その前に「機能主義」があるはずである。「機能主義は、連邦主義同様、国家間の対立を回避し、戦争を防止するためには、いかなる条件を整備すべきかという点を考えるもの」⁸³⁾であった。「機能主義は現実的であり、働きうる(working)ものであり、その後、新機能主義を生み、さらには欧州統合理論へと発展して」⁸⁴⁾ いったのであった。

上記の引用にもあるように、「連邦主義」という理論もあった。しかし、連邦主義には「あまりに壮大であり現実性に乏しかった」という側面があった⁸⁵⁾。「連邦主義とは、複数の国家を一つの連邦国家に統合しようとする動きと定義」される⁸⁶⁾。「連邦主義者達は、国家の統合により連邦国家を形成できれば、国家間の対立を回避し、平和が実現できると主張した。すなわち、戦争の主因は、ナショナリズム、あるいは国家主権に過度なこだわりをみせる国家が存在するからであり、連邦国家を形成することにより、こうした対立は回避できるであろうと考えたのである」⁸⁷⁾。

しかし、ナショナリズムにこだわりを見せる国家同士を如何に統合させるのか、については不明確である。こうした対立関係の中で、連邦主義は「『連邦』をいかなるプロセスで形成していくかについて、十分な考慮を払わなかった」⁸⁸⁾とも言える。それは「余りにも『理想主義』であり、具体性に乏しい主張であった」⁸⁹⁾。

以上のような「連邦主義」に対し、機能主義は「国家間の対立を回避するには、まず特定の領域において国家間の協力を実現する必要がある。そのような分野は、国家主権が直接的に影響することの少ない技術的分野、あるいは実務的分野、具体的には経済活動に関わるものである」とされる⁹⁰⁾。「また、協力関係を促進するために、その核となる共同体が形成される必要がある。このような領域で協力関係が構築できれば、隣接する分野にまで協力関係は波及し、やがて国家間に網の目のような相互依存構造が形成される。例えば、鉄鋼産業において共同体が形成されれば、石炭・鉄鋼、さらには鉄鋼製品の輸送のために鉄道部門が共同管理されねばならないだろう。あるいは、鉄鉱石・石炭の輸送を効率化するためには、海運部門を共同で管理する必要性が高まるであろう。その結果、各国経済あるいは各国民は次第に統合されるようになり、国境の重要性を低下させると主張するのである」⁹¹⁾。

そして、「相互依存度が高まると両国の信頼醸成も高まり、国家の重要性が低下、その結果、国家の対立が回避されるという前提である。ところが、現実をみると、国家間の対立をもたらす要因は様々である。また、ナショナリズムは根強いものがある」⁹²⁾。機能主義も東アジアでの竹島、尖閣諸島問題のような「国家間の対立をもたらす」ものとしての「根強いナショナリズム」といった問題に対して、十分な回答をもたらしているとは言えないかもしれない⁹³⁾。

それでは、「新機能主義」理論とは、いかなる理論なのか。

第3節 「新機能主義」理論

機能主義から派生した「新機能主義」は、「機能主義」と、かなりの程度、内容的に共通しているとされる⁹⁴⁾。新機能主義も、国家間対立を回避するためには、「国家主権に抵触することの少ない非政治的分野」、すなわち「経済的分野」から統合を始め、この統合の進展のため、「国際機関」が設立される。「特定分野」の統合が形成されると、他の分野にも統合が波及し、「その結果、各国経済の相互依存関係が一層高まる」⁹⁵⁾という理論である。

「また、こうした国際機関が形成されれば、各国内の政治的アクター達は、忠誠心 (loyalty) あるいは、その働きかけを各国政府から国際機関へと転換していくであろう。このことは、それまで国家が担っていた機能の一部が国際機関に移転されることを意味する。こうした動きが強まり、かつ広まっていくと、経済統合は国家主権に直接抵触する安保・外交など high politics (高次元の政治) 分野にまで spillover effect が及び、いずれ政治統合にまで発展せざるをえない。その結果、超国家的機関が設立され、国家間の対立が回避されるのである。従って、新機能主義は、最終的には連邦の形成に行き着くことになる」⁹⁶⁾とされる。

但し、ECSC 設立後、「欧州防衛共同体」(EDC) が計画されたものの、フランスが主権侵害であるとして強く抗議し、この計画は失敗に終わった (1954年)⁹⁷⁾。今日の東アジアに例えて言えば、日、韓、台、中等の自衛隊、軍を統合しようとする計画であるとも言えよう。しかし、これについては、やはり、安全保障上の問題から容易ではないと想像できる。従って、やはり、経済面での統合を進めることで、国家主権に然程、抵触しない分野での相互依存による統合を考えるべきであろう。

さらに、E = ハースが「統合の推進役として想定していた人々は、各国のエリートとされるリーダー達であった。ただ、統合の対象となる領域が拡大し、それによって影響を受ける人々の層が広がるにつれ、統合の推進役一場合によっては反対勢力—は広がりをもつようになり、統合措置は社会問題化する。……日常生活にまで統合の影響が及んでくるとすると、人々も否応なく統合の

意味を考慮せざるを得なくなるのである」⁹⁸⁾。

国際統合の推進役として想定されていた「各国のエリートとされるリーダー達」は、所謂「上部構造」(政治権力)であったと言えよう。「否応なく統合の意味を考慮せざるを得なくなる」人々は「下部構造」(経済)を含めた「社会」であると言えよう。機能主義、新機能主義は、国境を越える経済をその理論の中心にすえているとも言えるが、経済が国境を越えるということは、その担い手の労働者といった「人」(=自然人)の国境を越える流れも当然、考えられるわけである。その国、地域にもとより住んでいる人々と、新しく入ってくる「ニューカマー」とが、その国、地域で共に暮らさなければならない。元からの住民と、異質とも思われる「ニューカマー」を如何にして「社会」に統合しうるのか、が問題だといえよう。

E = ハースの記述に以下のようなものがある。

「国際組織というのは条約によって作られ、又、条約の法はそれらからの撤退の可能性をもつかさどっている。こうして、廃棄通告は可能であり、また実行し得る。加盟行為は - 又、それによる、義務への従属は - 組織の憲章が明白に許しているか否かに関らず、意志によって終了することが可能である。連邦は対照的に、恒久的なものとして意図されている。撤退の試みは通常は内戦を引き起こす。それは転じて、加盟行為の一方的な終焉の実施に対して強力な抑制となすのである」⁹⁹⁾。

つまり、②が実現すれば、「最終的には連邦の形成」のみならず、他の形態でもよいであろう。換言すれば、国境を超えて、如何に「社会」を「民主化」しうるのか、ということなのである。

第4節 世界的な民主化

所謂、グローバル化した国際社会において、「当座は、民主主義がよりグローバル化した世界で適切に理解されうるか否か、又、如何に理解されうるか、は不明確である。こうして、民主主義のイメージ的な再思考は、今日、政治理論に直面する、論証しうる主たる任務なのである」¹⁰⁰⁾とされている。

デモクラシー(民主主義)とは、主権在民の思想であり、政治的正統性の中心である¹⁰¹⁾。当然、諸機関が、民衆の民意によって統御されねばならない。しかし、「世界銀行のほとんどの長官会議、EUの大臣評議会、国連安保理、そして、その他の決定執行機関は、閉ざされた扉の背後で開催されている。それ以上に世界の市民の殆どが完全にそれらの機関の使用方法に無知である。組織は広範囲に、会計士、化学者、経済学者、技師、弁護士、経営者、又はその他の‘専門家’が大きく民主的精査から逃れている‘技術支配的政治’の領域なのである」¹⁰²⁾。

「民主的精査」から逃れているようでは、「防禦的民主主義」¹⁰³⁾でさえないであろう。これは、技術の発展が引き起こした皮肉でもある。「多くの自由主義者達は、アパルトヘイト、共産主義、そして、その他の一党制の崩壊を伴う民主的变化の世界大での風を祝って来た」¹⁰⁴⁾。確かに、ソ連、東欧の「共産主義」を名乗る体制は、「民主的变化」によって崩壊した。しかし、ソ連等の体制の根幹となった思想・マルクス=レーニン主義は、労働者の国際的連帯による世界革命(国際主義)の他、先のパリ・コンミュン为基础とした「草の根民主主義」的な体制でもあるはずであった。つまり、すべての官僚を民衆の選挙で選び、又、解任し得るシステムの導入を提言していた¹⁰⁵⁾。こうしたシステムは組織内機構が複雑になり、組織が大規模化するほど、導入と運用が難しくなる。しかし、それでは、「主権在民の思想であり、政治的正統性の中心である」はずの「デモクラシー(民主主義)」は形骸化してしまう。「マーストリヒト条約が、就中、欧州委員会は、より広範に相談すべきであり、

また、大衆的に選挙された欧州議会が、より大きく責任を有すべきであると指示した」のも、1970年代後半以降、「政策過程への大衆的アクセスと直接参加を増やそう」という流れに沿ったものであった¹⁰⁶⁾。先に触れたEUへの不快感の蔓延もこうした問題である。

こうしたシステムを目指していたとも言えるマルクス＝レーニン主義が崩壊したのは、革命において議会制民主主義よりも、軍事力における暴力革命を重視したこと等が、過大な軍備による民生圧迫を招来したこと等が原因として挙げられると同時に¹⁰⁷⁾、「プロレタリア独裁」の名のもとでの一党制によって、マルクス＝レーニン主義にも存在する「政策過程への大衆的アクセスと直接参加を増やそう」という思想や国際主義がむしろ空洞化したことも大きな原因であった。

第4章 国際社会での「市民社会」の意義

第1節 「公共性」の概念

「東アジアの安全保障秩序を構想するにあたっては、いかにして安全保障のディレンマを回避するかという観点から接近する必要がある。そのことは、軍事的国家安全保障から人間中心の安全保障、共通の安全保障に軸足を移した安全保障政策を考える」¹⁰⁸⁾ 必要性が指摘される。

そのためには、軍事的次元よりも、政治、外交への重点化、「人の交流」、「共通の敵」の非想定等や、経済面での相互依存による利益等が言われる¹⁰⁹⁾。さらにこうした問題への取り組みとして、「市民社会レベル」での「トランスナショナルな『公共空間』の構築が求められる」と指摘される¹¹⁰⁾。

その「『公共性』(public)の意味」としての特徴を本論文では、ポイント①、②に続き、ポイント③、④、⑤としたい。即ち、

③ 「国家に関する公的なもの」(office)

④ 「すべての人々に関係するもの」(common)

⑤ 「誰に対しても開かれているという意味」(open)

(以下、③、④、⑤と表記する)の3つのポイントである¹¹¹⁾。国内的な意味での③は、国際社会では必ずしも、「公共性」を有さず、又、「トランスナショナルな視点」からは、④、⑤に移行しつつあることが指摘される¹¹²⁾。

さらに、「トランスナショナルな公共空間に登場する主体は国家ではなく、基本的に非国家的アクターが想定される。具体的には、女性、子ども、マイノリティ、労働者、市民、弱者などが考えられる。彼等は現実には、民主化運動に取り組む団体や、人権擁護団体であったり、女性、子ども、マイノリティの権利拡大を推進するNGO、平和運動の市民グループ、環境保護団体など、集団で行動する人たちである。これらの行為主体は、東アジア社会の公共性の基礎となる規範や理念を共有することが求められる」¹¹³⁾とされる。

以上は、「(新)機能主義」的国際関係を「交流主義」的に対処しようという動きだと言えよう。

本論文では、これまで、市民が主権を持つ自主管理主義、という意味で「市民社会」を定義した。

「公共性」、「公共空間」等の概念もこの概念と同等と理解したい。さらに、ドイツの哲学者・ユルゲン＝ハーバーマスが唱えた「公共圏」という概念もある。この概念は、欧州において、資本主義の発生期に、それまでの身分制度から解放されたブルジョワによる自由な言論の場を意味しており、「自由な文化的コミュニケーションの空間が、近代民主社会に必要な討論スタイルと社会関係を準備する母胎となった」ことが指摘される¹¹⁴⁾。

これは、英国ではコーヒーハウスといった形で現れ、

「職人や商店主を含みつつ、中流階級の広範な層を包摂していた。……“裕福な商店主”はコーヒーハウスを一日に何度も訪れていた、これは同様に貧しい層にも当てはまっていた」¹¹⁵⁾。

フランスでは特殊な領域を形成したサロンといった形で現れ、

「ブルジョワは、国家や教会の指導部から排除されたすべての実践的目的故に、早晩、完全に経済において全ての中核的地位を引き継ぎ、又、貴族が王室の特権や社会交流における階級制度へのより厳格な強調によってその物質的劣等性を埋め合わせた一方、サロンでは、貴族とその貴族に自身を同化させていた財政や経営の大ブルジョワが同等の立場で知性を経験していた」¹¹⁶⁾。

以上は、中世西欧において「上部構造」(政治権力)が自身のために作った「国家の論理」(身分制度)を、近代への移行過程にて超越せんとする動きであったと言える。

グローバル化と言われる今日の国際社会においては、「人間中心の安全保障、共通の安全保障に軸足を移した安全保障政策」のために、「市民社会」の概念が近代西欧の「国家の論理」、即ち、「ナショナリズム」を超越し、「社会に必要な討論スタイルと社会関係を準備する」必要がある。それを踏まえた時、「市民社会」は如何に定義されるべきなのか。又、「求められる」べき「東アジア社会の公共性の基礎となる規範や理念」は如何なるものであるべきなのか。

第2節 「市民社会」の技術的定義

③について、次のような指摘がなされている。

「単なる強制、あるいは強制の恐怖が、社会において収奪され、又、疎外されている多数派を彼等の害の原因たるシステムに反逆し、又、転覆することから遠ざけている」¹¹⁷⁾。

しかし、こうした議論に対し、

「グラムシ(イタリア共産党創設者 - 筆者注)は、この特徴は、革命前のロシアのような発展途上の社会においては当てはまり得たかもしれないが、西側の発展した国々においてはあてはまらない事例であると理解していた。ここでは、システムは強制によってのみならず、合意を通して維持されていたのであった。

合意とは、グラムシの読解においては、社会における支配階層のヘゲモニーによって、想像、又は再創造されるものである。このヘゲモニーは、支配グループの道徳的、政治的、又は文化的価値観をして、社会を通して広範に拡散せしめ、又、彼等自身のものとして、被服従グループや諸階級によって、受容されることを許すものである。そもそも、グラムシの分析によれば、支配的イデオロギーというのは、彼等が疑問を持たない“常識”において採る範囲で、社会において沈殿していたものである。この全ては、市民社会の制度を通して起こるのである。市民社会は、国家からいくらかの自治を享受し、又、グループや個人が彼等自身を互いや国家に対し、組織し、代表し、又、表明する社会における制度と実践のネットワークである。これらは、例えば、メディア、教育システム、教会、自発的組織、その他を含むものである」¹¹⁸⁾。

以上は、国際関係の理論書からの引用である。本論文では、先に②を指摘したが、そのためには、外国人との共生が、「支配的イデオロギー」として、が「彼等が疑問を持たない“常識”において採る範囲で、社会において沈黙して」いる必要がある、ということになるであろう。そのためには、「外国人との共生」は基本的に④であると同時に⑤でなくてはならない。

そして、これらは「これらは、国家からいくらかの自治を享受し、又、グループや個人が彼等自身や互いや国家に対し、組織し、代表し、又、表明する社会における制度と実践のネットワークである」と定義される「市民社会」によって担われるとされる。前章末尾でも指摘したように、「彼等は現実には、民主化運動に取り組む団体や、人権擁護団体であったり、女性、子ども、マイノリティの権利拡大を推進する NGO、平和運動の市民グループ、環境保護団体など、集団で行動する人たちで」あろう。

こうした諸組織等は、今日の国際社会において、具体的にはどのように動いているのか。

第3節 今日国際社会の中での「市民社会」

先の理論書は「グローバル市民社会」として、次のような指摘をしている。

「全球的市民組織は、膨大な多様性を示している。一つには、それらは、中絶からエイズに至るまで、極端な広範囲な問題を提示している。それらは又、自由主義、無政府主義、ネオ・ファシズム、多数の伝統的又は新宗教、又は、その他の多くから着想しつつ描くことを望む世界の極めて多様なビジョンを有しているのである」¹¹⁹⁾。

今日の問題は、エイズ問題をも含めて多様である。それらの問題に対し、前節で指摘したグラムシの言う「制度と実践のネットワーク」たる「市民社会」が挑戦している、ということであろう。

「これらの運動は本質的に、環境的持続可能性、人権擁護、災害救援、福祉の提供、又は共同体の改善といった範囲における政策改善に対して、本質的貢献を続けて来ている」¹²⁰⁾。

それでは、どのような方法によって「政策改善」への行動をなしているのだろうか。

「多くの市民的組織は、公的制度への助言、又は、それらの政策の実行を助けることの双方において、重要な役割を果たして来た。そもそも、世界銀行や国連難民高等弁務官事務室のような組織は、時々、NGOからの支援に大きく依存するようになって来ている。数千の市民組織が、これらの組織が公的機関にロビー活動をなし、又、活動の結果たるプログラムに影響する場において、1970年代以降の開かれた、国連によって資金提供された様々な地球的問題の会議に参加して来たのである。そのようなシナリオは、市民社会のグループが、超国家的機関を通して、国家、又は地方政府を再構築するという彼等の努力の多くのチャンネルを有する場所によって、喫緊の新政策を描いているのである」¹²¹⁾。

「市民社会」の「実践」が、超国家機関、国家、地方政府の三者において、ロビー活動=圧力行動が中心になっていることがうかがえる。

「この方法、又は他の方法において、グローバル市民社会における多くの活動家達が、政策の変更のみならず、政治の本質そのものをも再構築することを狙い、又はいくらかの範囲で成功させたのである」¹²²⁾。

「他の方法」とは何か、は同書からは明らかではない。又、ある「政治の本質そのもの」とは何か。さらに、どの程度の再構築がなされたのか、という疑問も起こる。同書は続ける。

「グローバル市民社会の拡大は、市民参加が、どの政党が国家の対外政策を実施するか、を決める

国政選挙への投票することのみを意味する傾向のあったウエストファリア時代よりも、より直接的かつ伸長的な世界政治への大衆参加をなして来たのである」¹²³⁾。

「ウエストファリア時代」については、本論文でも①を含め、議論して来た。この種の国際関係はどのように変革されてきたのであろうか。

第5章 変容する西欧国家（ウエストファリア）体系

第1節 後退する中央集権

本稿でも既に触れたように西欧国家体系において、中心的行為主体となる主権国家（国民国家）ではあるが、「グローバリゼーションによって、社会的関係が多くの領域的本質を要求し、又、国境が電子的、又は他の流れの洪水によって乗り越えられる時、効果的主権に対する本質的前提は、もはや存在しない」¹²⁴⁾のである。

多国籍企業、宇宙衛星による中継は、国境を超える性格のものであり¹²⁵⁾、又、前節で挙げた各種の問題も、超国境的な性格であることは無論である。人権問題をはじめとする各種の国際問題は、地理的領域を前提とできない。

政治哲学者・ハンナ＝アーレントは、人権の概念はこれまで、

「最初の場所での専横的な暴力に対して、国民国家のまさに保護を失ったそれらの個々人に適合させるという人権の保護が期待されているにもかかわらず、国籍によってのみ主張し得る市民権を通してしか、守られ得なかった」¹²⁶⁾

ことを指摘している。今日、

「現代の徐々にグローバル化する世界の中で、多くの人々は、国家主権や既存の国家的自己決定の規範よりも、経済成長、人権、又は環境的保全といった価値観に、より高い優先性を与えつつある」¹²⁷⁾とされている国際関係の中で、アーレントの言うかつての人権に関する特徴は時代遅れであろう。

又、グローバリゼーションは、国家間での戦争勃発の可能性を低下させた。「地球的利害の拡大は、領域的征服への発動という国家への誘因を本質的に縮小した」¹²⁸⁾と思われるのである。今日の国際問題が、地域領域的拘束を受けない以上、ある意味、当然のことである。

これらの意味で、軍事力の行使を前提として「主として政治的原則であり、それは、政治的または国家的なものが同一であるべき、というものを含んでいる。これは、ナショナリズムはなによりもまず道徳的原則であり、それらが政治的共同体と表裏一体化しているべき、あるいは、政治的共同体と同じ人々をカバーすべき、又、それらは自己統治すべきという」思想の下、制度的に「強力な中央政府」（国家）を有すべきと説く議論は過去のものになりつつあるとも言える。

さらに「国家なき人々は、政治的共同体の加入者としての地位を失っていたのであった」¹²⁹⁾。

「市民社会」の論理が「国家の論理」を超越する国境を越えた概念というべき人権の擁護の実現のためには何が必要か。

第2節 地方、地域社会の可能性

前節で挙げた以外の種々の国際問題も、諸国家の非集権化を推進していることが指摘される。

「多くの超国境的協力が、汚染コントロール、犯罪防止、非武装化、又、発展協力のような問題において、地方政府間で発展して来た」¹³⁰⁾。

地方政府間の協力のいくつかは、国際的組織となり、大都市間関係においては、資本の移動や交通手段の発展、インターネットの普及等が、フランクフルトやバンコックといった大都市間の連結を推進していることが指摘されている他、カナダの州や中国各省が、中央政府や大使館とは別に独自の超国境的行動を行なっていることが指摘されている¹³¹⁾。

国家（中央政府）による軍事力の行使が国際関係の中で、ほぼ意味を失い、又、今日の国際問題が超国境的性格を有している時、今日の国際社会がインターネットの普及等による情報化社会であることと相まって、迅速な問題への対処のためには、各地方政府が独自に動いた方が能率が良い、ということであろう。換言すれば、

「環境的持続可能性、人権擁護、災害救援、福祉の提供、又は共同体の改善といった範囲における政策」の提供において、超国境的な地方政府独自の行動において、地域社会の支持（正統性）を取り付けようということであろう。

故に、国際統合のポイントとして、各地方の「上部構造」（政治権力）たる地方政府の持つ性格が重要であることがうかがえる。しかし、地方政府の担い手である「市民社会」は第1章で見た ECSC での事例からも分かるように、場合によっては反「国際統合」を「支配的イデオロギー」とし、国際統合が「彼等自身のものとして、被服従グループや諸階級によって、受容されること」が困難になることも想定される。つまり、②が必要である。

第3節 市場と「市民社会」

拓殖大学教授・長坂寿久氏は、「市民社会」と、それを担う「市民」について、以下のように定義する。

「『市民』とは、主体性のある自立した個人（人々）で、自由、平等、公正、自治、自発性がキーワードになっている。そして、これらの関係を他者にも認める人、つまり、生き方に関する自覚的選択を行なう人のことと定義される」¹³²⁾。

さらに、長坂氏は「市民社会」について、以下のように論じる。

「『市民社会』とは、政府（国家）から自立した個人による社会を意味する。従来からの市民社会論は、国家に対する市民社会の監視と参加によって自由を確保・実現することが中心課題とされて来た。これに対して、新しく追加・強調されている定義としての市民社会は『政府』（国家）に対しては、民主化に繋がる（民主主義を強化する）概念であること、市民社会は民主主義の安定に必要であるとする点が基本にある。

また『市場』（企業）に対しては、市場経済の欠陥を市民社会によって克服し修正していくという視野と問題意識をもっていること、市民社会が市場を抑制（コントロール）することが必要だとする点が基本にある」。

日本では、従来、「公」＝国家、「私」＝家族あるいは経済活動といった「二元論」がなされて来た。「公共的問題」は国家の専任事項とされ、その下で、「私」は従うのみ、という位置づけであった¹³³⁾。

「私」の分野とされる「経済活動」については、市場原理のままにすれば、貧富の格差の拡大、公害の発生等、「公共的問題」を引き起こすであろう。

「東アジア共同体」が「民主主義、市場経済、基本的人権」を謳い、又、統合が「経済的恩恵に浴すると認識すれば、政策協調は域内市民によって支持される」とすれば、不可欠な視点である。

「そしてグローバリゼーションの衝撃に対抗するためにグローバルな規模での地球市民社会の形成を主張しているのも特色といえる。『国民国家』の呪縛から解放され、『世界市民』に向けて開かれた（直接世界と繋がる国際連帯性）視野と問題意識をもっている人々による社会を構想している」¹³⁴⁾という問題提起がなされている。こうした社会を構築するためには、国際的に「異質な他者と多様な文化や伝統」を「同化」するのではなく「他者」との共存・共生と多様性の相互認識を持つこと¹³⁵⁾が必要であろう。さらに、「市民社会」については、次のような議論も存在している。

「共同体論から言えば、家族、故郷、民族、国家、宗教など共同体の呪縛が働くコミュニティ（運命共同体）から解放された個人が自由に考え、意見交換できる開かれた社会空間（これを「市民的公共圏」という）の中で自由に選択した共同体（選択の共同体）であり、『複数の市民（他者）が相互に意見を交わし、討議し結び合う言論空間がアソシエーションを形成する。この市民的公共圏の集合体を市民社会と定義する』としている」¹³⁶⁾。これは、先に「公共圏」の議論を国際関係に拡大したものであると言える。又、

「公的利害は、政府の利害であること」¹³⁷⁾を意味しない、
ということが言われる。さらに、

「これらの利害は、市場や企業、都市生活や旅行、宗教や自発的組織への関与の度合いによって、構成されると理解するのが本質的である。手短かに言えば、人びとは社会において編みあわされているのであり、又、彼等の個人的又は私的利害に加えて、彼等の有する社会生活が如何に成立するかに利害を有するのである」

ということが指摘されている。

このような想定の下、独仏関係に例えられている日韓関係をも含めた北東アジアでの国際関係は、国際統合等の観点から、どのような戦後史を辿ってきたか、について踏まえてみたい。

1910年、日韓併合によって日本領となった韓国は、日本の第二次世界大戦での敗戦（1945年）後、朴正熙政権の下、経済成長を遂げた。そこへ至り、又、そこから今日のグローバル化が言われる時代までの過程は如何なるものであったのか。

第6章 戦後の東アジア

第1節 冷戦の論理と日韓関係

日韓の国交回復は、1960年代のことであったが、この出来事は

「ヨーロッパで形成されていたNATOを軸とする対ソ連ブロックに対し、アメリカと日本、そして韓国に繋がる、中国、北朝鮮に対抗する形の反共産主義ブロック、即ち北東アジアでの安保体制の完成を意味」していた¹³⁸⁾。

「韓国は、国交正常化をきっかけに経済発展計画を実行し、70年代の高度経済成長の時期を迎える事」になったのであった¹³⁹⁾。

この当時は、欧州同様、東アジアも米ソ間の東西冷戦の構造の下、「国家」の論理を中心として、国際社会は動いていたと言える。

「国際レベルの分析では、国家という単一アクターは『外の（国際環境の）』刺激に対して反応する存在である。各国内の事情、もしくは個別国家特性というのは、既に与えられている固定のもので、独立変数扱いは」されないとされる¹⁴⁰⁾。それ故に、「政治的『単一化』が」要求されて来たとも言える。

これ等の国際環境の構図によって、日韓国交正常化過程を分析してみると、

「アメリカの直接的・間接的な介入や圧力が極めて重要な役割を果たしていることが確認できる。つまり、アメリカ自体が、東西冷戦の両極構造というシステムの制約のなかで東アジアの国際政治に独立変数として作用したのである」¹⁴¹⁾。

東西冷戦の下、米国の対ソ反共戦略のために、日韓国交正常化がなされたという構図は、本稿第1章でも触れた ECSC と同じ性格のものであった。

国交正常化に向けた日韓会談は、米国の斡旋の下、1951年7月から始まった。その後、14年もの時間を要したが、日韓双方が自身の立場のみを主張したことから、「会談決裂」といった事態にもなった。日韓国交回復は、1965年、韓国では朴正熙が政権を担っていた時代になされた。以上のような過程には、

「両国首脳の個人的キャラクターも一役を担った。韓国政府の場合、まず李承晩大統領は海外での抗日独立運動をリードした過去の経験から、日本政府の公式謝罪と戦後賠償という原則を堅持した。張勉政権は、日本に対して李大統領よりは柔軟的態度で臨んだが、政権自体は短命に終わり、これといった成果は得られなかった。軍事クーデターで政権を獲得した朴正熙大統領は、日韓国交正常化を外交の最重要課題にするとの意欲を示し、実現に成功したのである」¹⁴²⁾

という評価がなされている。

日韓会談は、第1次会談（1952年2月）、第2次会談（1953年4月）、第3次会談（1953年10月）と3次にわたって開催された。その間、在韓日本人財産に対する日本から韓国への「逆請求権」問題、日本による植民地支配を正当化したかのような「久保田発言問題」等で、暗礁に乗り上げた¹⁴³⁾。

同「発言」以降、日韓会談は4年間、全面停止の状態となった。この4年間、日韓関係は最悪の状態であったとされる¹⁴⁴⁾。しかし、その後、岸信介内閣は対韓政策の修正に努力し、岸首相自身が「逆請求権」の主張の撤回、「久保田発言」正式取り消しの譲歩案を韓国に示し、1957年12月31日、この両者を却下するという公式文書が調印され、日韓交渉は再開となった¹⁴⁵⁾。

第2節 対ソ反共戦略下の東アジア

「逆請求権」と「久保田発言」に関し、対韓譲歩を行なった岸信介は1960年の日米安保条約改定強行等、反共右翼の思想的立場に立っていたことを踏まえれば、米国を中心とした対ソ反共戦略のために、韓国との関係を改善したいという考えであったのだろう。その意味でも、当時の北東アジアの国際関係は「国家中心主義」のそれであった。

しかし、第4次会談（1958年4月）の開始直後から始まった、在日韓国、朝鮮人の北朝鮮への送還によって、又も会談は暗礁に乗り上げた。「北送計画」と称されたこの行為は、韓国からすれば、挑発行為に等しかった。先にも触れた ECSC の成立の一因でもあった朝鮮戦争は、1953年7月、中国、北朝鮮—韓国、米国といった交戦国間に休戦が成立したものの、韓国による朝鮮統一を望む李承晩は、休戦会談への出席を拒否した。

こうした状況の下、「北送計画」とその実行は「韓国民にとっては『道徳的罪悪』に値するもの」

であり、韓国国内では、「北送反対」の大規模デモが発生し、この点では与野党が一致団結した¹⁴⁶⁾。同じ民族の国家とはいえ、北朝鮮と戦火を交えたことによって、「対外精神が一群の軍隊と一緒にある限り、これを国民と言えり」状況が発生したことがうかがえる¹⁴⁷⁾。

その後、1960年、李承晩政権は崩壊した。李承晩は反日を強調したものの、張勉政権は、日韓の平等互惠、各種問題の解決、国交正常化等を目指した。北朝鮮からの外圧と国内の内圧を凌ぐには、可視的経済成長以外には道がなかったのである。そのためには、米国からの援助だけでは安全保障と経済成長には不十分だとして、日本からの経済援助等が必要であった。さらに、米国は北東アジアでの役割分担を日本と分担したいとしていたが、そのためには日韓の国交正常化が必要であった。日本が、高度経済成長での余剰生産物の販売のため、海外市場を必要としていたことにも利害の一致があった。

この当時、北東アジアの国際関係には、国家中心主義と同時に、国境を超えた経済の論理が並行していたことが分かる。

第3節 日韓国交回復と国際関係の変化

張勉政権の後、政権について朴正熙も韓国経済再建のために、日本からの資本や技術を必要としていた。1961年、訪米途中で池田隼人首相（当時）と会談した朴正熙であったが、この時、「過去の歴史について語るのには賢明ではない」

とした朴は、日韓会談に積極的姿勢を示し、翌62年11月、朴に授権された韓国中央情報部長・金鍾泌と大平正芳外相の間で

「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドルとプラスα」

が合意され、韓国の対日請求権は「解決」¹⁴⁸⁾となったが、64年3月、この合意に関するメモが知られると、韓国では野党や学生等による「対日屈辱外交反対闘争委員会」が結成され、大デモとなったものの、朴は戒厳令を発令し、抑え込みを図った¹⁴⁹⁾。

その後、第6次会談、第7次会談、又、韓国側の政権の「民間移譲」等の準備等による先送り等を経て、1965年、日韓基本条約が締結されたのであった¹⁵⁰⁾。

日韓国交正常化は、米国を中心とする対ソ反共同盟を日韓両国が北東アジアで担うことや当時の韓国の経済再建や国防力強化が目的であった。又、それは日本の安全保障にも有益であったこと、軍事情権による韓国統治は、同国の反日姿勢を抑え、日本企業の対韓進出を容易にし得る、という日本側の思惑も働いていた¹⁵¹⁾。

「65年体制」¹⁵²⁾と言われるこの時の日韓関係は、しかし、今日では大きく変化したことは無論である。先にも述べた冷戦構造は崩壊し、韓国にとっては、「冷戦構造」の下での国家中心主義においては、敵であったはずの中国への経済的依存度が増しており、又、朝鮮半島の統一問題や北朝鮮の核開発問題での中国への役割の期待も大きくなっている。既に、日米韓の安保関係のみならず、米中韓の関係も重視される状況になって来ている¹⁵³⁾。中国の経済が拡大していく中、2015年3月、韓国は日米両国が参加を見合わせた「アジア・インフラ投資銀行」(AIIB。中国主導)への参加を表明、同年6月には中国との自由貿易協定(FTA)にも署名している。中国は韓国にとっての最大貿易相手国であり、又、韓国は中国が単独でFTAを締結した相手国としては、最大経済規模国である¹⁵⁴⁾。

韓国経済は、1970年前後から、高度成長をなしたが、その結果、韓国国内ではナショナリズムやアイデンティティが高揚し、日韓関係は日本がリードし、韓国が追う形から、両者が次第に「並走」

する関係へと変化して来た¹⁵⁵⁾。さらに民主化した韓国において、「市民社会の声」が政治や外交に反映されるようになり、朴政権当時のような世論の抑え込みは難しくなり、韓国政府には世論が強く影響している、と評される¹⁵⁶⁾。

さらに、今日の国際社会では、「ヒト、モノ、カネ、情報が大量に国境を越える現象を目撃している。このようなグローバル化の時代には、NGO、多国籍企業など非国家的アクターの国境を越える動きが活発になり、市民社会相互の交流の機会も大幅に増大する」ことが指摘されている¹⁵⁷⁾。

これらについては、本論文でも、ポイント①、②として指摘して来た。

「しかし他方で、グローバル化は、国民国家の存在意義を問い直すこととなり、厄介なことに、その反動として、アイデンティティの追求やナショナリズムを刺激するという現象を引き起こしている」¹⁵⁸⁾ ことが指摘されている。

冷戦終結後、「政治的民主化」や「経済のグローバル化」によって進む市民社会の相互交流の増大は、冷戦期の「国家の論理」や「安全保障の論理」によって、抑え込むことが益々、困難となって来た。これに伴い、「市民社会の論理が以前にも増して国内政治に反映され」、そこから、日韓間の歴史をめぐる認識の葛藤が激化している一面もあるとされる¹⁵⁹⁾。

東西冷戦は既になく、ECSC 締結時のような軍事的衝突の可能性は減退した以上、「国家による動員」は不要になりつつあると言える。国際的枠組みの構築よりも先に超国家的経済発展がなされた東アジア地域では、やはり、格差問題を中心に経済が『『国民国家』の呪縛から解放された』社会たる「政府（国家）から自立した個人による社会」たる「市民社会」を構想するための国際統合の鍵を握っていると言うべきである。

第7章 東アジアでの今日の経済状況

第1節 グローバル化時代の安全保障 - 「人間の安全保障」

本節の題名は国際協力機構（JICA）理事長・緒方貞子氏の論文からの引用である。本論文でも指摘したように、国家間対立や紛争が中心とされる国家安全保障から、国家のみでは対処しきれない環境汚染やテロといった超国境的問題が起り、又、紛争地等で国家が人々を抑圧する等しているが今日の国際社会において、緒方氏は『『国家』ではなく、その先にある『人びと』に焦点を当て、一人ひとりの人間を尊重し、その安全をもっとも重視すると同時に、人びとが自らが安全と発展を推進する主体となることが必要という考え方』として、「人間の安全保障」という概念を提示している¹⁶⁰⁾。

緒方氏が共同議長を務めた「人間の安全保障委員会」は2003年、「人間の安全保障」とは、「すべての人が基本的権利と自由の上に立って生存し、生活し、人間としての尊厳を十分に尊重させる存在になること」¹⁶¹⁾と定義している。

西欧国家体系の下での国家中心主義の下では、国家は、他の国家に対抗する必要があるため、「時には政府は人びとを抑圧し、扇動する主体と」なった。序章で触れたナチや「大東亜共栄圏」を掲げた日本はその典型とも言える。

時には前章末で指摘されたようなナショナリズムへの刺激を生み出すグローバル化ではある。しかし、

「日本と世界各国・地域、とりわけ開発途上国との相互依存は、グローバル化の進展によってかつてないほどまで高まっている。日本の輸出の37%、輸出の48%は開発途上国とのものであり、特に鉱物資源は62%を途上国に依存している。日本の電機メーカーでは生産部門、営業部門に加え、研究部門でも日本人以外の社員が増えており、また、商社では、例えば、中国で肥料や農産物を生産し、中国で販売するというようなビジネスも増加しているという。こうした相互依存の世界にあっては、日本の平和と繁栄も、他国との関係なしにはあり得ず、国益と国際益の間に大きな相違はない」¹⁶²⁾のである。

こうした状況の中で、

「雇用の創出や富の再配分、機会の均等等に関わる政策を実行しなければならない。加えて、人びとの安全を持続的に確保するために、人びとによる国家、行政の監視、参画を含め、人びと自身が脅威に立ち向かうことができる能力を身につけねばならない」¹⁶³⁾

のである。換言すれば、経済的配分を含めた超国境的問題を政治的民主化によって対処せねばならないことがうかがえる。

つまり、本論文でも引用、指摘して来た「コミュニティー（運命共同体）」から解放された「個人」による「市民社会」である。この種の「市民社会」が実現せねば、②は実現し得ず、排外主義が「支配的イデオロギー」になる可能性がある¹⁶⁴⁾。

第2節 グローバル化時代と格差問題

経済グローバル化によって、「数多くの先進国企業が開発途上国に進出し、生産拠点の大胆な移動によって途上国に新たな産業と雇用を生み出した。日本を除くアジアの国民総生産（GDP）は、過去10年間で3倍強に増加し、いまや『世界の成長センター』となりつつある。中産階級が誕生し、一生のうちに所得が100倍になる人びとも存在する。

こうした経済成長・発展の裏で、富める者と貧しい者との格差が今まで以上に顕著になっている」のが現状であるとされる¹⁶⁵⁾。

この格差問題については、先進国・途上国の二極対立のみではなく、「同一地域内、同一国内、さらに同一社会内の格差に一層の注目が必要となっている」¹⁶⁶⁾とされる。

このような状況の中で、「中国、韓国、インド、シンガポール等が著しい経済成長、発展を遂げる一方で、「政治、治安情勢が不安定なアフガニスタンや軍事政権下のミャンマー等、大きく後れをとっている国もある。2008年におけるミャンマーの1人当たりの国民総所得（GDI）は、シンガポールの約70分の1である」¹⁶⁷⁾ことが指摘される。

国家間格差が依然として大きいことがうかがえるものの、大和総研政策調査部主任研究員・神尾篤史氏は、「グローバリゼーションの進展を前提とすれば、現時点で最もありそうなシナリオは、国内所得格差は拡大するものの、国家間所得格差はそれ以上に縮小し、合計したグローバルな所得格差は縮小するというものである」¹⁶⁸⁾と論じている。「1990年代以降、国内格差はわずかに拡大した一方で、国家間格差は大きく縮小しており、この二つを合計したグローバルな所得格差は縮小している。国家間格差の縮小は中国やインドなどを始めとした新興国が、著しく成長したことによって先進国の所得水準にキャッチアップしてきたことが大きい」と指摘されてもいる。

国家間格差、即ち、先進国・途上国の格差は、先にも挙げたミャンマー・シンガポールの事例もあるので、一概には言えないものの、地域によっては縮小しているということであろう。本稿で取

り上げている日韓、日中関係については、中韓両国が成長著しいことから、その経済力の差は減少して来ているということなのであろう。2009年の時点で、世界第2位のGDPである日本に対し、中国は僅差で3位に迫った。但し、「1人当たりのGDPで比較すれば、中国は日本の10分の1である」ことが指摘される¹⁶⁹⁾。中国は、日本の10倍程度の人口を抱えている、ということから、1人当たりの配分が少なくなる、という状況にあるのであろう。

2000年代になってからも、中国、インドは成長し、中国とインドはそれぞれ高位中所得国と低位中所得国となり、世界の人口構成は「『途上国の大半の人々は停滞する低所得国に住んでいる』という図式」から、「概ね高所得国10億人、高位中所得国25億人、低位中所得国25億人、低所得国10億人という構成」へと変化して来た¹⁷⁰⁾。中、印両国においては「絶対的貧困層」は減少して来ているとされている¹⁷¹⁾が、「中所得国には貧困ラインを辛うじて超えた人々を含めれば未だに多くの貧困層が存在することに注目しなければならない」¹⁷²⁾ことが言われる。開発援助への重要目標として、中所得国での貧困層への関与が言われる。「中所得国の多くは厳しい国際競争の中で、社会保障や所得再配分を大々的に行う政策的余地は小さく、貧困層、中間層自らが所得を増やす努力を後押ししていく必要がある」ことが論じられている¹⁷³⁾。

「貧困問題の本質」は間違いなく格差であるとされ、「もしほとんどの人が1日1ドルの収入しかなく、ほとんどの人が40歳前後で寿命が尽きたとしても、それが世界の誰にでも一般的に生起することであれば、それは問題と認識されることはない。逆に1日10ドル以上の収入があっても、他人との比較で尊厳が保たれない場合には、それは格差として大きな問題となる」¹⁷⁴⁾のである。

もし、「市場経済の欠陥を市民社会によって克服し修正していくという視野と問題意識をもって、市民社会が市場を抑制(コントロール)すること」に失敗し、格差の拡大等によって、「『実効性』とそれによる『正統性』」が得られなければ、②は実現し得ないであろう。「市場経済の欠陥」というべき格差は、今日、どのような問題にあるのか。又、北東アジア、東アジア地域での「人」はどのような状況にあるのか。

第8章 人間の移動と市民社会

第1節 国際的な人間の移動(1)

東アジアには、1000万以上の移民がおり、ASEAN諸国では、自国を離れる移民労働者が、年間、150万人に達するとされる。彼等、彼女等の大半は短期で、建設や家事に従事する非熟練とされている。ASEANでは、2008年採択のASEAN経済共同体では、「熟練労働者の移動の自由」が、目指されている。又、「非熟練労働者を含む広義の移民に関しては、2007年に『移民労働者の権利保護と促進に関する宣言』を採択し、移民労働者に関するASEAN委員会が設置された」のであった¹⁷⁵⁾。

「人」の移動という意味においても、国家が、国際関係において、中核的行為主体となる西欧国家体系、国家中心主義は背景に退き、①が必要な状況になって来ていることがうかがえる。米国法人日本交流センターのガイガー敦子氏は「各国政府は増大する非正規移民、また人の密輸や人身取引といった問題に起因する様々な課題に直面している」¹⁷⁶⁾と指摘している。国家間協力としての③と同時に、②が必要である。そうでなければ、

「現実には政治的、経済的、心理的にしばしば破綻することもあり得る」

であろう。

しかし、「人間の移動」に関する問題について、

「東アジア全体としての進展はこれまでに遅く、限定的である。特に国家主権と内政不干渉を強調する地域において様々な経済レベルや政治体制を有する送出国と受入国の多様な国益が混在する中、移民問題に関しての同意形成は大変な困難を要する。一方、移民管理のための具体的な方策として、地域内には数多くの二国間協定が存在する。しかし移民の流れが二国間を超え複雑化する中、限定的な二国間の取り決めで対応しきれない課題が多くあるのが現状である。また二国間協定は、受入国の思惑をより強く反映する傾向があり、方策の効果に影響を与える場合もある。全体的にみて、東アジア地域の各国政府は移民問題に対し本格的な対応をとることに消極的であるが、特にこの傾向は移民の権利、人間の安全保障という観点から顕著である。その一方、数多くの移民労働者が障害や搾取の対象となる状況が続いている」¹⁷⁷⁾

と指摘されている。

先にも引用、指摘した通り、「人間の安全保障」とは、

「『国家』ではなく、その先にある『人びと』に焦点を当て、一人ひとりの人間を尊重し、その安全をもっとも重視すると同時に、人びとが自らが安全と発展を推進する主体となることが必要という考え方」

である。

この理念の定着のためには、各地域に交流主義理論的な②が必要であり、その「上部構造」(政治権力)たる地方政府は、④、⑤の性格を有すべきである。

しかし、①、そして、国家(中央政府)関係について③について言えば、今日の東アジアについては、竹島問題(日韓)、尖閣問題(日中、日台)、北方領土問題(日露)等の領土問題にみられるような、今なお、「『国民国家』の呪縛から解放され」ないことから、個人レベルでも「民族、国家、宗教など共同体の呪縛が働くコミュニティ(運命共同体)から解放され」ない思考を持たざるを得ない状況にあると言えよう。それは地方政府にも影響し得ると言える。

例えば、外国人参政権反対論者は、「地方参政権を手にした外国人は、与那国島や青ヶ島村といった人口過疎の離島に集団で移住し、意を汲んだ候補者を当選させてその地を乗っ取るという」議論を展開するという。徳島大学教授・樋口直人氏は、「極右による現実離れした妄想」であり、「日本の外国人参政権をめぐる議論の特徴は、こうした参政権の『過去』に関して」、この種の議論しかされていない、と現状を批判している¹⁷⁸⁾。

又、中国は未だに事実上の一党制であることから¹⁷⁹⁾、複数政党制の諸国家とは対立する関係にあり、それ故に「国家主権と内政不干渉」が強調されるということでもあろう。

だが、現実の問題として、「東アジアには、1000万以上の移民が」存在しているのであり、又、経済的利害による「人」の移動が「国益と国際益の間に大きな相違はない」と認識されれば、②の状況は強まり、「人間の安全保障」は地域において、「彼等自身のものとして、被服従グループや諸階級によって、受容される」可能性が増すであろう。逆も又、本論文で見て来たように然りである。

現実の問題としての「人間の移動」はどのような状況にあるのか。

第2節 国際的な人間の移動(2)

「人間の移動」、即ち、労働力の移動は「地域の身近な存在として外国人が存在」しているという

状況を作り出す。日本もその例外ではなく、製造業の現場で、日系南米人の労働者が増えてきたのはその具体例である。

東アジアでの経済統合の制度化は、1998年のアジア金融危機の後、加速化して来たとされる。「それまで、WTO交渉一辺倒であった日本政府も、シンガポールとの協定をスタートに、東南アジア諸国との経済連携交渉を進めて来た。しかし、フィリピンやインドネシアなどから、外国人の看護師や介護福祉士などの受入れを要求された。交渉全体の決裂を招かないために、わが国の厚生労働省は限定的な受け入れを始めた。しかし、率直に言えば、その受け入れの狙いや受け入れの仕組みは、国際的に高い評価を得られるものとは言い難い」¹⁸⁰⁾とされる。

日本政府は、2013年2月、TPP交渉に参加を決断し、90%超での各品目での関税撤廃、統一された基準認証等が主題になるとされたものの、

「TPP交渉では、日本は外国人労働者受け入れを要求されないで済むので安心だと考えられるのであれば、それは、アジア・太平洋地域の人材移動の新たな動向に対し、日本がイニシアチブを欠いている証左にしかならない」¹⁸¹⁾

とも評される。さらに、次のようなことも言われる。

「自由貿易地域や関税同盟が一国にもたらす経済効果は、関税引き下げだけで決定されるわけではない。貿易相手国の文化や制度、消費者の考え方などを熟知する人材を集積し、その能力活用をすすめるかどうかは、経済統合の効果に違いをもたらすことは否定できない」¹⁸²⁾。

ある国家のある企業が、同じく自由貿易地域や関税同盟に参加している他の国に進出し、その国での「文化や制度、消費者の考え方などを熟知する」のは、当該国において、①をなすのに有益である。受入国にとっても、①をなすためには②が必要であり、入ってきた他国民の「文化や制度、消費者の考え方などを熟知する」ことが必要である。地方政府は各地域において、②の状況が反映され、又、②を統御する立場にあるため、④、⑤の性格を有することが求められるのである。関西学院大学教授・井口泰氏は

「それにもかかわらず、日中韓 FTA（自由貿易協定）や TPP（環太平洋パートナーシップ協定）などにおいては、国際的な人の移動は、主要な交渉にならないとみられている。それは、1995年の WTO 設立協定に依拠する限り、必ずしも間違いではない。

WTO 設立協定は、その GATT（サービス貿易に関する一般協定）において、サービス貿易に必要な人の移動を、市場アクセスや内国民待遇の対象とすることを求めるにとどまっている。先進諸国は、外国人労働者の移動それ自体は、サービス貿易ではないと解釈している」¹⁸³⁾ことを指摘している。

井口氏は、日本は、シンガポールと経済連携を協定して以降、アジア各国との経済連携協定では、サービス分野に限定されない「人の移動」に関する「横断的措置」を規定する等、サービス貿易以外では、WTOの対象外として、「人の移動」の交渉を拒否して来たのではない、としつつ、

「むしろ、WTO協定の制約を超え、アジアの経済統合に必要な不可欠な人の移動のルールとは何かを構想することが重要と考えられる」¹⁸⁴⁾

と提起している。本論文でも提起している①であろう。

「もっとも、世界経済危機の前から、日本の地方経済と東アジア経済の間のつながりは、次第に深化して来た。そこでは、貿易や投資の活発化だけではなく、多様な人的交流の進行を伴っている。観光・商用など短期滞在者、研修・技能実習生、日系人や永住者、専門・技術職労働者、経営幹部は、

国内の地方経済の活発化をもたらす可能性がある。また、日本国内の少なからぬ地域・自治体では、外国人との共生なしに地域の再生はあり得ないという見方が強まってきた。この現実こそが、過去10年間余、地域での共生を促進する外国人政策の改革の重要な原動力となっている」¹⁸⁵⁾。

故に、序章で指摘したようにグローバル化に逆行する行為は、経済にとってのマイナスといった問題ともなるのであり、②のための「トランスナショナルな『公共空間』の構築」、「『国民国家』の呪縛から解放され、『世界市民』に向けて開かれた（直接世界と繋がる国際連帯性）視野と問題意識をもっている人々による社会」の構築が求められるのである。井口氏は

「労働市場の需給のミスマッチを反映し、国内には失業者が多数存在していても、外国人労働者が共存していることがうかがえる」¹⁸⁶⁾

としつつ、

「各国においては、低技能労働者の受け入れに当たり、数量制限や雇用上限率が設定され、ローテーション方式により、国内の労働需給の変化に応じて受け入れ人数を増減させる。こうして、自国人労働者の雇用を優先しつつ、労働市場の需給ミスマッチを緩和する。外国人労働者を受け入れるべきか、受け入れるべきでないかを二者択一で問うことは、外国人労働者に対する偏見を助長する可能性があり、得策ではない」¹⁸⁷⁾

と指摘する。

「ローテーション方式」については、所謂「回転ドア方式」外国人労働者として一定期間受け入れ、期間終了によって帰国させることを繰り返す方式であれば、既に失敗が言われている。

「国際間移動はいずれ、外国人の移住先での定住化現象を伴う。自国以外の地域社会で生活をいとなみ、実質上その社会の一員となった者は、自己の生活圏の諸事に対してどのように、またどの程度まで積極的に関与することが許されるのか。政治的に参加する権利はあるのだろうか。こうした関心から、フランスでは昨今あらためて『市民権』をめぐる議論が盛んになっている」¹⁸⁸⁾。外国人の定住化は日本も無論、例外ではない¹⁸⁹⁾。

東アジアにおいても、②はそうした角度から検討されるべきである。既に、日本での在留外国人の総数は、2019年12月の時点で、2933137人となっている。その内、アジア人は2461731人であり、人口比では、中国(813675人)、韓国(446364人)、ベトナム(411968人)、フィリピン(282798人)等が目立つ¹⁹⁰⁾。永住者の人数は特別永住者をも含めると、既に100万人を突破した。日本国内で外国人が存在しない地方は存在しない¹⁹¹⁾。

彼等、彼女等が各地域社会において、「外国人労働者を受け入れるべきか、受け入れるべきでないかを二者択一で問う」議論の対象となる段階は、既に過去のものとなり、各「地域・自治体では、外国人との共生なしに地域の再生はあり得ない」のであり、日本人と「共生」すべき存在となっている。経済を中心としたグローバル化の現実を踏まえれば、逆行はあり得ないことが分かる。

第3節 外国人労働者の立ち位置

外国人労働者について、以下のような指摘がなされている。

「第1は、少子化と高学歴化で、若年層が都市部に移動し、水産加工業、繊維産業、農業などの地場産業を支える後継者を確保できない地域の労働供給ミスマッチの発生を緩和する効果である。こうした分野では、賃金・労働条件そのものが低水準に抑えられるなかで、労働移動の認められない技能実習生への依存が高まっている。

第2は、自動車産業や電子機械産業などの製造業の輸出産業の分野を中心に、就労する若年層が減少し、高齢層や女性などだけでは、地域の労働需給のミスマッチが改善できない分野がある。これら分野は製造業の中では比較的賃金水準が高く、労働移動の自由な日系ブラジル人に依存する傾向がみられた」¹⁹²⁾。

しかし、経済危機等、不況になると、大企業でも技能実習生を使う動きが強まって行った。生産調整によって、日系ブラジル人労働者等は、大幅に削減される傾向となった。日系ブラジル人労働者等で、技能を持つ正社員として安定的な雇用機会を得ているのは全体の20%にも達していない。

又、「外国人技能実習制度は、若年層が就労しない中間技能のうち、低熟練の分野における労働需給ミスマッチを緩和しているに過ぎない」¹⁹³⁾と指摘される。さらに、「技能実習生については、『ローテーション方式』で労働移動を制約され、低賃金、低生産性の産業で受け入れられ、労働生産性を高め、賃金を上昇させる効果は検出できなかった」¹⁹⁴⁾のである。

日本の「ローテーション方式」が技能実習の名の下、低熟練外国人労働者への低賃金による依存があることが分かる。

さらに外国人労働者やその家族の受入れについての条件、制度の不備が言われている。「外国人集住都市会議」による南米日系人900人を対象とした調査(2012年8月)においては、在日年数が10年超の人々が50%を超えるものの、その中で新聞読解可能者は16%にとどまること、日本語が話せる者は40%弱、結果として正規雇用率、世帯所得率での格差が生じている他、健康保険加入率は60%、雇用保険は10%弱、年金保険は30%強という社会保険加入率の低さ、ということも指摘されている。しかし、それでも、90%以上が、現住地での滞在を希望している¹⁹⁵⁾。

先にも引用した『『国家』ではなく、その先にある『人びと』に焦点を当て、一人ひとりの人間を尊重し、その安全をもっとも重視すると同時に、人びとが自らが安全と発展を推進する主体となる』べき「人間の安全保障」が、東アジアの国際統合の一地域たる日本において実現されていないことがうかがえる。換言すれば、外国人労働者は「基本的権利と自由の上で生存し、生活し、人間としての尊厳を十分に尊重させる存在に」なり得ていないことが分かる。技能実習生のみならず、世界経済危機によって解雇されたブラジル人労働者は再就職にあたって、賃金が20%程度の低下という指摘もなされている¹⁹⁶⁾。

さらに、「問題は、多くの日本企業が外国人人材をなかなか処遇しきれず、留学生のうち、考え方や行動が『日本人化』した人材しか、日本で長期に働き続けることが困難と考えられること」が指摘され、「これに十分なメスを入れ、外国人のみならず、女性や障害者を含めて、多様な人材を活用できる雇用システムを再構築しない限り、日本企業のアジア・太平洋地域の市場に展開する未来が開けないのではないかという悲観的な見方もあり得る」とされる¹⁹⁷⁾。

本節で引用した「技能実習制度」は国際交流と技術支援等を目的とした1990年代初頭に作られた制度である。しかし、不況時には、安価な労働力として使用される傾向があり、受け入れ先と居住先が固定されていて、変更はできない。技能実習生には事前費用を借金している事例も少なくなく、債務労働となっている他、就労先が変更不可のため、受け入れ事業者の下での人権問題が発生している。故に、外国人労働者にも、就労先の変更等の意味での「市場メカニズム」が働く仕組みが必要であると指摘されている¹⁹⁸⁾。

故に、労働者側から、『『市場』(企業)に対しては、市場経済の欠陥を市民社会によって克服し修正していくという視野と問題意識をもっていること、市民社会が市場を抑制(コントロール)するこ

と」も必要である。

以上のような問題は、「市民的公共圏」たるべき各地域（市民）社会のまさに当面している問題であると言いうる。今日、外国人労働者を必要としている、つまり、日本人 - 外国人の共存が求められているのは、圧倒的に各地方とされている¹⁹⁹⁾。故に、「国家からいくらかの自治を享受」する各地域は「外国人との共生なしに・・・再生はあり得」ず、又、そのために「市民的公共圏」が必要である以上、地方政府の性格は、かつてのサロンが身分制度を超越するものであったように、「複数の市民（他者）が相互に意見を交わし、討議し結び合う言論空間」たるべきものであり、「市民的公共圏の集合体」たる「市民社会と定義」すべきである。

第4節 国際統合の市民社会的実践

先にも論じたように、市民社会が「国家からいくらかの自治を享受し、又、グループや個人が彼等自身を互いや国家に対し、組織し、代表し、又、表明する社会における制度と実践のネットワークである」とすれば、労組等による労働者の団結、協力も考えられるであろう。外国人労働者の問題は日本だけでなく、本論文にて国際統合の対象として論じて来た韓国でも発生している。

「1990年代前半以降、韓国はアジアにおける人の移住において主な移住先となっている。2013年12月現在の在留外国人数は、過去最高の1576034人であり、韓国の総人口の約3%を占めている。このような移住者の急増は、政治、経済、文化といった韓国社会すべてに影響を及ぼす重要な社会現象となっているといえる」²⁰⁰⁾と指摘される。

韓国は、1990年代前半以降、「外国人産業研修生制」を導入（1993年）する等、非熟練労働者の流入、移住を認めていた。その後、移住労働者への雇用許可制を導入し（2003年）、「未熟練労働に従事する外国人が『労働者』であることが公式に認められ、彼（女）たちに韓国人労働者と同等の権利を与える受け入れるシステムが整備されたのである」²⁰¹⁾と指摘されるのである。

移住労働者は上記の制度の下、権利等が認められたにもかかわらず、職場や日常生活等での問題において、自身の権利の行使は容易ではない、とされる。「それは移住労働者を受け入れる枠組みは制度化されたものの、韓国政府が未熟練労働に従事する外国人に対するローテーション制度を堅持しているために、移住労働者は移住を対象とした社会統合政策から排除されているから」²⁰²⁾というのがその原因であった。

「こうした状況のなか、1990年代前半から、宗教団体、人権団体、労働団体、移住労働者のコミュニティ等で構成される移住労働者支援団体が、移住労働者の人権侵害について問題提起し、移住労働者の置かれた現状を社会問題化させていった。また、韓国政府に対して、外国人産業研修制度の廃止や、移住労働者の社会的保護のための制度づくりを求める動きを活発化させていった。このような移住労働者支援団体の活動は、移住労働者の権利拡大において重要な役割を果たしたといえよう」²⁰³⁾。

以上は韓国社会において、「民主化運動に取り組む団体や、人権擁護団体であったり、女性、子ども、マイノリティの権利拡大を推進するNGO、平和運動の市民グループ、環境保護団体など、集団で行動する人たちが「人権擁護、災害救援、福祉の提供、又は共同体の改善といった範囲における政策改善に対して、本質的貢献を」なした例であると言えよう。

さらに、「2000年代に入ると、移住労働者支援団体の内部から、移住労働者の権利保護のための活動が韓国人中心であるとともに、移住労働者の問題も韓国の国内問題として捉えているとの問題提

起が行なわれた。こうした移住労働者支援団体内部における問題提起は、国籍や在留資格を超え、すべての移住労働者の独立した労働組合である『ソウル・京機・仁川労働者労働組合』（2005年、移住労組）の結成につながっていった。移住労組は、移住者問題に取り組む韓国国内の団体と連携しながら、より開かれた連帯活動を行なっており、こうした移住労働者コミュニティは韓国社会の様々な政策議論に参加している」²⁰⁴⁾と指摘されている。

以上のような活動は、

「『政府』（国家）に対しては、民主化に繋がる（民主主義を強化する）」行動をなし、「『市場』（企業）に対しては、市場経済の欠陥を市民社会によって克服し修正していくという視野と問題意識をもっている」姿だと言えよう。

「家族、故郷、民族、国家、宗教など共同体の呪縛が働くコミュニティ（運命共同体）から解放された個人が自由に考え、意見交換できる開かれた社会空間」は、例えば、熟練労働者（管理職等）はその国の国籍を持つ者・非熟練労働者は移住労働者といった社会的階級対立＝民族人種間対立といった構図の超越による「人間の安全保障」のために必要であろう。先にも指摘した日本での移住労働者の新聞読解率の低さや、社会保険加入率の低さ等は既に、日本国内にて、その傾向が出ていることを示唆している。

故に、「同一地域内、同一国内、さらに同一社会内の格差」がある状況の中で、地方政府はその地域において、「貧困層、中間層自らが所得を増やす努力を後押ししていく必要がある」のであり、そのために、「トランスナショナルな『公共空間』の構築が求められ」ているのである。

そのために、地方政府は、その地域での当該国籍保有者・新規参入の外国人の社会的融合によってそれが雑居的なものであっても、共生を進める性格でなければならない。故に、外国人参政権問題は最早、避けて通れない。無論、目的は、性別、民族、国籍等を問わず、「能力に応じて働き、働きに応じて受け取る」ことのできる「人間の安全保障」が保証される社会を追求することである。

第9章 東アジアでの地域・国家間格差

第1節 生産手段と地域

「『能力に応じて働き、働きに応じて受け取る』ことのできる『人間の安全保障』が保証される社会を追求すること」を考察するならば、例えば、貿易自由化によって、格差が開いた場合、本論文でも論じて来た「人」の流れ、つまり移民、移住労働者の流れが発生しうるわけである。そして、先にも論じたように、「国家間所得格差」よりも「国内所得格差」の拡大の傾向にあることが指摘されている。

「戦後の歴史を振り返ると、貿易自由化が進んだ当初は、南北間の所得格差は拡大し、1970年代には発展途上国から一次産品の交易条件改善をめぐる『新国際経済秩序（NIEO）』の要求が高まった。しかし、その後さらに貿易自由化が進むと、東アジアを中心とする新興国はグローバル化の恩恵を受けて急成長し、先進国との所得格差を縮小させて行った。つまり、戦後の貿易費用の継続的格差に対して、南北間の所得格差は一時的に拡大したが、さらに貿易自由化が進むと縮小に向かったと考えられる」²⁰⁵⁾とされる。

では、何がこうした状況をもたらしたのか。

「集積力としての企業と消費者の近接性の他にサプライヤーとの近接性」が考慮されるとされる。議論は次のように展開される。

「サプライヤーの近接性あるいは投入産出関係による集積メカニズムは、自動車の集積過程を思い浮かべると分かりやすい。仮にある地域に自動車アSEMBラーが立地すると、数多くの部品や素材に関する需要が発生する。通常自動車部品は重く嵩張るため、輸送費用が高い。その上ジャスト・インタイム（JIT）で部品を納入することが求められるため、多くのサプライヤーがアSEMBラーの近くに立地することが求められる（後方送関効果）。一方、多数の部品、素材が現地生産されると、中間財の調達コストは低下するため、今度は多くのアSEMBラーが引き付けられる（前方送関効果）。このような循環的因果関係を通じて、裾野産業を含めた自動車の産業集積が進み、競争力のある産業クラスターが形成される。

貿易費用が高く、国際貿易が不活発な場合には、それぞれの国で自給自足の生産が行われる。しかし、貿易費用がある水準まで下落すると、生産面の優位性の重要性が高まる。その結果、上述の前方・後方送関効果が働き、先進国において製造業が集積するとともに、途上国の製造が要は縮小する。そして先進国は製造業品の輸出国、途上国は農産品の輸出国へと特化していく。また賃金を比較すると、先進国では労働需要が増加して賃金が高まり、一方で製造業の集積によって物価が低く抑えられるため、途上国との実質賃金格差は拡大する」²⁰⁶⁾。

故に、本論文でも論じてきたように、途上国から先進国への労働力の移動がなされて来たと言えよう。

「ただし、貿易自由化がすすめられて、貿易費用がさらに自由化すると、局面は一変する。貿易費用が十分に低下するとサプライヤーの近接性によって裏付けられていた前方、後方送関効果は弱まり、産業集積のメリットは低下する。一方で製造業の集積によって発生した賃金高騰は高まり、賃金を低く抑えるために、製造業は先進国から途上国へと移動して、南北格差は再び縮小に向かうのである」²⁰⁷⁾。

前章で論じた「技能実習生制度」は、「先進国から途上国へと移動」する代わりに、日本国内で「賃金を低く抑えるために」機能している制度である。「国内所得格差」の原因の1つとなったものである。これまでも論じてきたように、日本の経済も又、国際的相互依存の枠組みの中にある以上、これらは、国際経済の一員であることによって、雇用者側が、国際市場でのコストを削減しようとして起きたものでもあった。

さらに経済統合を中心とする国際統合は、それまでの産業の立地構造を変化させる可能性を有している。

「人口や企業が地理的に集中すると、輸送費用が抑制されるために、集積地における賃金は引き上げられ（=後方送関効果）、同時に物価は下落する（=前方送関効果）。そのため集積地における実質賃金は高くなり、労働者や企業が引きつけられる。ところが経済統合の進展に伴い、海外市場へのアクセスが容易になると、企業は海外からの投入財輸入を増やし、完成した製品を輸出するようになる。その結果、海外市場とのリンケージは強化され、反対に国内市場との結びつきは希薄になる。そうなる集積地に立地するメリットは失われていき、一方で集積の結果発生する混雑費用（=長い都心への通勤時間、高い地代など）変わらず発生し続けるのため、企業は集積地から離散すると考えられる」²⁰⁸⁾

として分析されているのである。

NAFTAによって、北米経済と統合される形となったメキシコの組み立て工場は、米墨国境地帯に多く建設され、中東欧諸国では、EU国境に近い地域の雇用は、内陸部よりも高くなったとされる。これらから、これまで政治的中心とされて来た地域よりも国境地帯等の「地方」の方が、国際統合にとって立地的優位性を高める可能性が出て来ていると言えるだろう。

国境地帯や国際港等での産業集積等の可能性については、「対象となる国の初期条件（地理的条件）等を考慮する必要がある」²⁰⁹⁾とされる。では、日本を含む海洋を挟む北東アジアはどのような現実にあるのか。

第2節 東アジアでの国際統合の実際

東アジアでの国際統合について、中京大学准教授・古川浩司氏は

「日本の国境地域にある基礎自治体の一部においては、国境に接しているという地理的特性を活かし、経済交流を志向する動きが活発となっていると同時に、日本の国境地域の対岸では、経済発展が進み、同地域の自立に不可欠な資源を提供しうる存在になりつつある」²¹⁰⁾

と論じている。一例は山陰地方における境港であろう。同地について、次のような議論がある。

「境港は、自然条件に恵まれた山陰地方の良港であり、地理的には、敦賀関門両港のほぼ中央に位置し、阪神、山陽、九州の各経済圏とも密接な関係を有し、対大陸貿易の拠点として、古くから、日本海国内航路の要衝として知られている。人口は37077人、面積28.75km²である」。

中国地方、関西圏との結節点たる同地は

「1966年に境港の後背地一体が中海地区新産業都市に指定され、新産都の海の玄関として発展してきた。さらに陸、海、空の三つの充実したアクセス網で境港を環日本海時代における西日本の貿易交流の窓口として整備」

されている²¹¹⁾。

さらに同地は、中国、ロシア、南北朝鮮等、「日本海沿岸諸国に非常に近いという特性を持っているため、大陸の対岸貿易港として大きな可能性がある」²¹²⁾と評される。国際貿易は、同地の可能性を拡げた。

「1990年代初め、国連が中心となり、中国東北部、ロシア沿海地方、北朝鮮国境地域を始めとした図們江地域開発に乗り出した。こうした背景の下、境港では、以前から対岸地域の港を結ぶ環日本海定期航路の開設を目指し、さまざまな取り組みを行ってきた。境港は日本海の対岸に位置する韓国、中国東北部、ロシア沿海州地方、北朝鮮と接していて、大陸への重要な窓口となっている。

境港は輸入貨物が到着してから引渡しまでの時間が短く、企業にとって当日配送が可能なほか、世界を代表するハブ港・釜山にも近いなど強みは多い。境港は1995年にFAZ（輸入促進地域—筆者注）指定を受けてから、航路の数や貨物数、利用者が増えているが2006年東北アジアとの輸出入を合わせたコンテナ貨物取扱量は803.361トンである。この国際間貿易は地域経済に大きな影響を与える」

²¹³⁾。

境港の事例は、「海外市場とのリンケージ」が強化されるのみならず、「国内市場との結びつき」も同様に強化されている事例であると言える。その結果、こうした地域に、「労働者や企業が引き付けられ」、さらに、将来的には、メリットが失われた集積地から離散した企業が移転した土地の事例ともなり得るかもしれない。

こうした現実には、西欧国家体系（ウエストファリア体制）の「中核には、国家と主権の原則があっ

た。国家の意味するものは、世界は領域的断片に分断され、そのそれぞれは個々の政府によって統治されるということであった。この近代国家は、その支配的領域において、軍事的手段に関し、法的（又は殆ど効果的）独占を享受しており、集権化され、公式に組織された公的権力機関であった。ウエストファリア国家は、それ以上に主権であり、包括的で、最高の、そして排他的な、その予定された地域への統治を行使する」といった性格から逸脱し、又、場合によっては対立する性格のものであると言えよう。

古川氏は、「大企業の本社が大都市（特に東京）に集中しているが故の弊害」や「単独自治体ではなく周辺自治体との地域協力が求められているにもかかわらず、中央政府に依存する政治構造が残っているがために、自治体間もしくは国 - 広域自治体（都道府県） - 基礎自治体（市町村）における協力関係の相違」、あるいは「『周縁から中央へ（基礎自治体→広域自治体→国）』という観点から研究を進めていくこと」といった問題提起をしている。これらの観点からをも含め、今日、地方政府も、各種の国際問題に対処するために、国家（中央政府）から自立して行動する傾向が増していることを踏まえれば、「国家からいくらかの自治を享受し」ている存在であり、地方政府を一種の「グループ」ととらえれば、国際社会において、「彼等自身を互いや国家に対し、組織し、代表し、又、表明する社会における制度と実践のネットワーク」であると捉えることもできよう。その意味でも、地方政府も又、「市民社会」であり、②、④、⑤の性格を有すべき存在である。

さらに、古川氏は「東アジアとの直接交流に向けた施策として」、空路、海路（フェリー等）の航路整備等による旅客、流通路の整備によるネットワーク強化を紹介している他、「『日帰りビジネス圏』及び『貨物翌日配達圏』並びにアジア・ブロードバンド環境を支える汎アジア規模での交通・情報通信体系」の整備としての「東アジアの近隣諸国との政策の共通化」をも述べている²¹⁴⁾。本論文で指摘した①と③である。

筆者は、「各地方は『国家からいくらかの自治を享受』することが配慮され、かつ、②、④、⑤が認識されるべき存在である」と考える。そして、この考えを前提に、その後援的存在として、①、③の問題があることが分かってくる。即ち、国家は最早、「集権化された」性格を持つ「上部構造」（政治権力）ではなくなりつつあることが東アジアでも実証されつつあると言える。

以上から、国際統合の問題と関連付けると、やはり、「②、④、⑤の性格を有すべき存在」としての地方政府が問題となって来るであろう。様々な住民サービスを行っているのは、各地方政府（自治体）²¹⁵⁾であり、「否応なく統合の意味を考慮せざるを得なくなる」性格を有する人々の生活の現場たる地域社会であると考えられるからである。

第10章 国際化と地域社会

第1節 今日国際関係における格差の現状

今日の国際社会での格差について、政策研究大学院大学特任教授・安藤直樹氏は次のように言う。「新興国を中心に多く途上国が経済成長したことにより、貧困 - 格差の問題は新たな展開を見せている。1990年代から2000年代にかけて、絶対的な貧困者数は減少し、多くの国において貧困層の所得も向上した。

しかし中所得国においては、経済成長に伴い格差が拡大する国が相当数あり、格差の拡大を抑制

又は補完する政策の実行が重要な課題となってるまた中所得国には、未だに貧困層と貧困層を少し上回ったばかりの人々が、膨大な数存在する。中所得国の貧困問題は、開発援助のターゲットとして引き続き重要である」²¹⁶⁾。

このような傾向故に、本論文でも論じて来た「労働力の移動」が存在すると言える。

さらに、次のような指摘もなされている。

「途上国（中所得国）の高所得者と先進国の低所得者の間では、すでに逆転現象が広く生じていることにも注目する必要がある。……中所得国と高所得国で格差拡大傾向が見られることを併せて考えると、この逆転現象は今後も大きくなる可能性が高い。高所得国の貧困問題が深刻化すれば、高所得国が途上国を国家間で援助するという従来の開発援助の枠組みを組み直す議論は、方向性として必然である」²¹⁷⁾。

労働力を含めた「人の移動」は、移動先の国、地域で、場合によっては、経営者としての元より当該国籍を持つ市民・非熟練労働者としての外国からの移住者といった「国内的格差」の構図を生み出す可能性があることは既に論じた。

東アジアでの国際統合は、「機能主義」の立場からは、統合可能な状態に既に達しているとも言える。①の条件は既に満たされているのである。したがって、これから求められるのは②、換言すれば、「交流主義」からの統合であり、その深化、具体化であると言えよう。

故に、「“共通の社会問題は‘平和的変化’の過程によって、解決されねばならず、又、されうるといふ少なくともこの一点において、合意に達した”と信じる“人々のグループ”として、安全保障共同体を定義」すべく「人々の間で増大する相互作用、コミュニケーション、運動、又は接触を含む社会結合の過程」を重視する「交流主義」理論的なアプローチが可能となる必要がある。

そのためには、各地域において、「市民的公共圏」としての地方政府が必要なのである。そして、その地方政府は、自地域「の平和と繁栄も、他国との関係なしにはあり得ず、国益と国際益の間に大きな相違はない」ことを「道徳的、政治的、又は文化的価値観をして、社会を通して広範に拡散せしめ、又、彼等自身のものであり、被服従グループや諸階級によって、受容される」よう、「想像、又は再創造される」ようにせねばならず、出入国管理のみならず、教育、労働、社会保障の「実効性」とそれによる「正統性」が政治参加を通して構築されることが求められよう。就中、意思疎通のためにも教育は重要である²¹⁸⁾。

第2節 インターネットに見る自治体の取り組み

三重県四日市市は、「多文化共生社会を目指して」にて、「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいいます」と述べている²¹⁹⁾。このため、「多文化共生サロン」、「各種セミナー」、さらに外国人市民が地域での自立した一員になるための日本語教育等に取り組んでいることを紹介している²²⁰⁾。さらに「多文化共生社会を目指して」では、清掃活動や祭りへの参加を通じて、日本人－外国人の相互交流がなされている様子が紹介されている。

東京都新宿区は、「将来のあるべき姿」として、「居住する人々が、『安全』で『安心』して『快適』に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する」としている²²¹⁾。同じく、「将来のあるべき姿」として、「外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される」としている²²²⁾。この「行政参加」については、外国人参政権の文言はなく、又、「代表者会議の設置と外国人の人権の尊重」と

なっており、又、「区は、外国人の声を聴き、区政に参加できる機会を設ける」としている²²³⁾。区政参加としての、例えば「代表者会議」が、区政に拘束力を持つものなのか、それとも拘束力のない諮問機関程度のものなのかは定かではない。しかし、外国人を「客体」としてのみ扱うものではないことは、②の実現に向けた「市民的公共圏」の構築として評価できよう。

「外国人との共生」として、外国人と「対等な関係」を築き、「我が国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会への参加を促」し、「誰もが社会的に排除されることのない『社会的包摂』」を目指すというのであれば、やはり、外国人参政権の問題を取り上げざるを得ないであろう。先にも見た「貧困層、中間層」としての外国人が「自らが所得を増やす努力を後押し」するためには、彼等、彼女等が自らで、自らを後押しし得る地方政府を求めて、「上部構造」(政治権力)に参加して行く必要があるからである。

換言すれば、地方政府には、「民族」や「国籍」の枠を超越したコーヒーハウスやサロンの役割が求められていると言えよう。これは、自主管理を目指したパリ・コンミュンとも理念的に共通するものである。

参政権から排除されている限り、外国人は日本国籍を有する者達が定義した「地域社会」のルールに従わされるだけの存在であり、その社会の客体である。それは「対等な関係」ではなく、「共生社会」とも言えないであろう。それでは、②、④、⑤の性格をも有し得ないと言える。

第11章 地方政府についての考察

第1節 諸外国での外国人参政権

第1章での「松原仁事務所インターン生一同」による『外国人参政権』の中の別項目「外国における外国人参政権」は、「目をヨーロッパに転じると、EUでは1993年のマーストリヒト条約発効に伴って、すべてのEU加盟国市民に対してEU市民権が付与された。EU市民は区域のどこに居住しても、居住地で行われる欧州議会選挙と地方選挙に参加する権利を獲得したわけである」²²⁴⁾と述べている。

この他、同項目は、北欧諸国、英国の事例を紹介しているが、同項目からは、「別々の国家間の争いで、……その国籍を有する者たちが反目した場合」については、読み取れない。さらに、同項目はフランスについて、以下のように記述している。

「フランスは文化的統一より以前に国家的統一がなされた国であり、その民主主義思想の主要な流れは、国家という抽象的で一般的なルールの枠組みを前提として発展してきた。この思想的伝統に従えば、政治的諸権利の土台となるのは、第一にフランス国籍であり、国籍の取得によってはじめて選挙権を含む十全な市民権が保障されることになる。つまり、フランス国籍とフランス市民権という言葉は、歴史的に見てほぼ同じ意味合いで使われてきたのである。今後この問題がどちらの方向に揺れていくにせよ、一つだけ明白なのは、フランスにおける外国人の政治参加の問題とは、政治的権利のみが焦点になっているのではなく、移民の社会統合をどう進めるか、というより大きな問題と常に結びついている」²²⁵⁾。

研究ノート「フランスにおける外国人参政権」は「市民権の概念は固定的なものとしては捉えられていない。新しい状況にはそれに相応した『市民』のありかたが求められなければならないと考

えられ、より時代に即した適応、模索が理論的にまた政策的に続けられているわけである」²²⁶⁾と論じつつ、以下のように議論を展開している。

フランスは、国籍によって、参政権を有する資格を有する旨が憲法に規定²²⁷⁾されていたものの、先のマーストリヒト条約の発効によって、EU市民については、「参政権に課されている国籍条件から開放された」²²⁸⁾のであった。

しかし、在仏外国人は「非-EU出身者がEU出身者を上回っており、大半が長期のフランス在住というのが実態である。在留が長引いても、欧州市民権はもとよりのこと、地方自治体レベルの選挙権が依然否認されている非-EU出身の人々と、短い滞在でも欧州市民権を認められるEU出身の人々との権利の差は否定できない。

……これらの『非-EU外国人』にもフランスでの地方参政権は認めるべきである、という声があがっても不思議ではない」²²⁹⁾のであった。

以上、東アジアでの国際的市民社会の形成等について議論するためのヒントとして、EUでの外国人参政権について引用した。「国際的市民社会」である以上、国際関係の議論でもあるが、その国の各地域社会での市民生活等ともリンクしていることがわかる。

外国人参政権に対する反対の議論としては、例えば、先にも引用した地域乗っ取りの議論と相まって、日本国と周辺諸国との間での軍事的緊張が高まり、場合によっては交戦状態になった時、どうするのか、という議論があるであろう。しかし、戦争で、殺し、殺されるのは「市民」(社会の主人公)であり、破壊されるのは一般市民の生活である。苦しむのは社会、就中、「中央」から「地方」と位置付けられている各「地域社会の構成員」である。

そうならないために、国家をはじめとする「上部構造」(政治権力)から「社会」に主権を取り戻さねばならないはずである。「地域においても、国籍や民族などの異なる人々が、互の文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性」があり、「各地方は『国家からいくらかの自治を享受』すること」を前提として「②、④、⑤の性格を有すべき」地方政府が必要なのであり、そのための外国人参政権が必要なのである。①、③の役割はそのために、「上部構造」(政治権力)相互の信頼を醸成し、「不戦」、「民主主義」の構造を作る後援者的存在たるべきである。これは「東アジア共同体」の理念にも合致することである。又、本論文でも論じて来たように、経済をはじめとして、様々な問題が国境を越えている今日、軍事的衝突はそうした国際関係を破壊しかねず、最早、軍事力を国際関係のパワーの中心として位置付けるべきではないはずであり、又、国家(中央政府)が後景に退く傾向にあることは既に論じた。

それでは、地方政府は如何なる形式を有すべきであろうか。

第2節 地方政府のあるべき姿

本論文では、市民社会的な国際統合を、国際統合の理論、さらには「公共性」、「公共空間」、「公共圏」等の概念を用いて論じて来た。

ハンナ=アーレントは、「公共性」を「言葉による直接的な話し合いと相互に人格を顕現させる小規模活動の復権」とし、又、彼女の「政治的秩序概念」は、「小規模な結社を単位とする自発的会議体・評議会の連合による連邦制」であった。「評議会制」は、「市民の公的空間、相互的コミュニケーションのための機関」とされる²³⁰⁾。

本論文では、こうした役割を市民社会的国際統合の立場から、外国人参政権を付与された地方政府に担わせるべきと主張して来た。又、地方政府を「自発的会議体・評議会」と位置付ければ、その「連合による連邦制」という概念は、先の『『周縁から中央へ（基礎自治体→広域自治体→国）』という観点』や「国家からいくらかの自治を享受し、又、グループや個人が彼等自身を互いや国家に対し、組織し、代表し、又、表明する社会における制度と実践のネットワークである」といった概念にも合致する。

「外国人の地域政治参加の試み」は、1980年代、「協力議員」という形で、フランスの一部の地方でなされていた。「協力議員」は、在仏外国人に選挙される外国人議員で、「議会で意見を述べることはできるが、議事録に記録は残らず、議決権はない」²³¹⁾ というものであった。「協力議員」の選挙がなされた「モン・サン・バルール市は協力議員にたいして、『市の問題に出身国の問題を混入しないこと』を、納税義務を果たしていることとともに立候補の条件とした。外国人選挙権に関する世論調査に表明される反対意見のうちには、そうした危惧、感情的不安、ひいては反感が含まれていると推察される」²³²⁾。これは「別々の国家間の争いで、日本においてその国籍を有する者たちが反目した場合」についての1つのヒントであろう。

グローバル化がナショナリズムを刺激することによって、「政治家の中には、市民社会内の意見の相違を、国民対国民の図式に置き替えて政治利用する者が出てくる。その結果、国民は排他的なナショナリズムの感情にとらわれやすくなる。それゆえ、ナショナリズムに絡め取られないようにするためには、どうしたらよいのかを考える必要がある」²³³⁾ わけである。

今日、日本の地方議会は、各候補者が地縁を基に支持を集めている事例が多いことが指摘されている²³⁴⁾。地方選においては、現在、比例制が用いられておらず、各候補者に投票する選挙制になっており、県議選の場合は、小選挙区（定数1）から中選挙区（定数2～7）、大選挙区（定数8～10）の様々な形態が採られている。市町村議会選の場合には、政令市の場合は、行政区を選挙区とし、他の市町村では当該地域全体をそのまま選挙区として、全議員が選出される²³⁵⁾。

中、大選挙区の場合、必要とされる最低得票数はかなり低下する。故に特定地域や団体等の支持を集める等、一定の得票があれば、当選の可能性は高まる。故に各候補にとって、「票獲得の対象とならない住民が増加」することが指摘される。

したがって、中、大選挙区制の場合、「ナショナリズムを煽る」候補者は、それに賛同する有権者の支持があれば、当選可能性が高まり、外国籍住民の候補者の場合も、外国籍住民の票さえ固めれば、当選の可能性が高まると言えよう。結果として、地方議会がナショナリズム対ナショナリズムの対決の場となり、「非常に大きな亀裂、民族対立を生じさせる可能性」²³⁶⁾ も否定できない。

しかし、小選挙区制も有効な選挙制度とは言い難い。定数1人のため、地域ごとに外国人候補者の当選等が固定化される可能性もあろう。場合によっては、日本人－外国籍住民のナショナリズム対立の構図がそのまま地域対立²³⁷⁾ となり、「共生」が困難になる可能性もあろう。

したがって、筆者は、地方選における選挙制度を各党の得票率を基準に議席を配分する比例制に候補者個人への投票を加味した小選挙区比例代表併用制とすることを提唱したい。比例制では、大勢力は出にくくなるものの、多様な意見が反映され、日本人住民と外国籍住民のどちらかが一方的に大きくなる可能性は減少しよう。又、各党ともできるだけ多くの票を取り込もうと、双方に配慮した公約も期待できるのではないか。但し、比例制では、各地域の声が反映しにくく、又、いずれかの政党に属しないと、立候補できないので、小選挙区制を加味すべきと考える。

終章 国家（中央）の都合よりも（市民）社会の実態に合わせた制度設計の必要性

明治維新（1868年）以降、戦前、戦中の日本は、西欧国家体系を想定した中央集権国家であり、明治政府の中には、自治が民主主義を発展させ、天皇集権体制を脅かすものになることを懸念する動きがあり、自治制度は市町村レベルにとどめ、府県等には、内務省から官選知事が任命される等の官僚支配がなされていた。その後、1899年（明治32年）に府県にも公共団体や法人格の身分が与えられたが、知事は官選のままであった²³⁸⁾。戦前日本は、内相が府県、市町村に対して監督権を有する中央集権体制というのが中央-地方関係の実態であり、「府県知事は、自治体の長としての性格とともに、国の総合的出先機関としての性格を強く持ち、国内行政の執行体制の中核を担った」²³⁹⁾のであった。

これらは、1871年の「廃藩置県」以来、幕府時代の「藩」を単位とした各地方の寄せ集めの状態を廃し、リアリズムの国際関係の中で、そのアクターの一つとして、日本全体が動けるようにならねばならないという構想であったことは無論である²⁴⁰⁾。一種の戦時体制とも言えるであろうが、その後、戦時体制が本格化すると、地方事情に考慮せんとする知事を排し、強力な中央集権を推進するためとして、(実現はしなかったものの)道州制が志向されたこともあった²⁴¹⁾。このことから本文中でも指摘されているように、中央集権-軍事力重視の姿勢は、表裏一体化していることが窺える。

この体制が、ある種の解体を見たのは、戦後のGHQによる改革指導によるものであった。「米国の占領政策は、日本の非軍事化と民主化を基本としており、その一環として分権化が考えられていたためである」²⁴²⁾。

この（地方制度）改革において、日本-GHQは、首長の直接選挙制をめぐって対立した。日本側は、「直接選挙により、民意を背景とする強力な知事が誕生し、中央政府による統制が不十分になることに対する懸念」故に、間接選挙を主張したが、「地方制度、特に府県の民主化を最重要課題として」いたGHQには、受け入れられず、直接選挙制になったのであった²⁴³⁾。同時に、徴兵、警察、消防といった制度を管轄し、「国民の家庭生活にまで及んでいる」とGHQが見た内務省が解体され²⁴⁴⁾、中央集権の解体が進んだ。しかし、米ソ冷戦が激しさを増した1949年頃から、「逆コース」が始まり、「地方制度においても警察行政や教育行政で再集権化が行われた」のである²⁴⁵⁾。「中央集権-軍事力重視の姿勢」は明確であろう。

故に、「市民社会的国際統合」は、市場経済が国境を越え、それ故に、国籍の異なる人々の1つの地域内での共存が理念である以上、反戦が言われなくてはならない。したがって、中央集権は望ましくないことは本論文でも論じて来た。故に各地域を管轄している地方政府の重要度が増しているのであり、共存の方向性をもたらす「上部構造」（政治権力）として、各地方政府は「市民的公共圏」たらねばならないのである。

市川市議会議員・プリティ長嶋氏は、自身を思想的に「真ん中より右側」とし、外国人参政権を「今の状態で性急に成立させるのは反対」としつつも、

「パンドラの箱は開いた。これまではタブー視して、徹底的に話し合っていなかった。今こそ議論するいい機会ではないでしょうか」

と主張する²⁴⁶⁾。

「市民的公共圏」の主張と言えるが、筆者は、「共生」の「議論をタブー」にしないためにも、外国人参政権の付与による新たな各地域の可能性を主張して、本論文を終わりたい²⁴⁷⁾。

注

- 1) 青木理「どうしてこうなった?日韓関係」『週刊金曜日』1248号、2019年9月13日、pp.14-17
- 2) 神原里佳「<福岡現地レポート>韓国人観光客激減で宿泊施設・飲食店に大打撃」同上雑誌、pp.18-19
 同記事内には、日本在住の韓国人の「メディアが悪い所ばかり伝えるので、互いの誤解が深まっている」という発言が記載されている。国際統合の理論書にも、「そのシステムへの彼等（マスコミ）の圧力やその構造の結果的な不鮮明さ、またはそれを支える心構えや態度の原型は認識されねばならない」（Charles Pentland, *International theory and European Integration*, Feber and Feber Limited, 1973, p.78）ことが言われている。本文中にも引用したように、インターネット等による情報化社会である今日では、誤情報が流れやすいとも言えるものの、自主管理としての「市民社会」的な一般市民による情報交換も技術的には可能であり、その種の情報管理、メディアチェックも市民社会的国際統合等に有益であると思われる（竹信三恵子「いまこそ市民によるメディアチェック運動を」『週刊金曜日』1248号、2019年9月13日、pp.22-23）。

- 3) Jan Aart Schilte, The globalization of world politics, John and Steve Smith ed, *The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, Oxford univesity, p.20

西欧国家体系、即ち「ウエストファリア」体制は、文字通り、西欧で発生した国際関係であるが、その国際関係が「19世紀の中盤、東アジアに押し寄せてきたとき、韓国は日本に比べ欧米との接触は約20年ほど遅れ、開国は全体的に見て約30年ほど遅れている」（鄭楽重「日米通商条約—1858年、韓米修交条約—1882年」[PDF]、p.2）という状況にあった。

日米通商条約から10年後の明治維新（1868年）によって、250年以上続いた徳川幕藩体制は崩壊し、日本は明治政府の下、所謂「近代化」に向けて進んでいた。この時期の日韓関係については、以下のように評されている。

「この30年と言えば、日本が西郷隆盛らが主張した征韓論を抑え、近代化に全力を集中することになってから日露戦争までの間である。日本はこの30年間、近代化に全エネルギーを注ぎヨーロッパの文明を吸収して韓国との間に決定的な差をつけた時間である。実際において、日本の軍力は日清、日露戦争の頃まで、当時の英仏先進帝国主義に比べてもあまり劣らない位に強化されていた」（同上、pp.25-26）。

西欧国家体系においては「世界は、領域的断片に分断され、そのそれぞれは、個々の政府によって統治されるということであった。この近代国家は、その支配の領域に関し、法的、（又はほとんど効果的に）独占を享受している、集権化され、公式に組織された公的権力機関であった」ことを踏まえれば、日本が軍事を強化したことは当然の成り行きであったであろう。そのための具体的政策の1つが「徴兵令」（1876年）であった。又、「主権化され、公式に組織された公的権力機関」を求める施策が「廃藩置県」（1871年）であったことは周知のとおりである。

これらの政策によって、日本は西欧国家体系の下で主権国家としての地位を得ていくようになった。これに対し、韓国は、主権国家となった日本によって、1910年には併合されてしまった。

この問題についての韓国国内での原因について、高麗大学教授・李完昶氏は

「朝鮮の国力の弱さに容易に求めることができる。1900年頃の日本は、国内総生産で朝鮮の5倍、財政規模で50倍程度であった。帝国主義時代に朝鮮は国力において周辺強大国に対抗することも、永世中立化を実現することも難しかった。国力を飛躍的に伸ばすためには、近代工業国として発展しなければならなかったが、国家の部分的改良に止まった。開港期に多方面にわたる近代的な変化があり、その速度はアジア大陸では遅い方ではなかったが、・・・時間との競争」（李完昶「1910年、朝鮮が植民地化された内的原因」Research Unit for Statistical In Social Science 2011年1月 [PDF] <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/18833/gd10-161.pdf>, p.1）には勝てなかった、と評する。

西欧国家体系は軍事を重視する以上、軍事が国家のパワーの中心をなすのは先にも指摘した通りである。無論、当時の朝鮮政府にも、改革への動きがなかったわけではない。朝鮮政府は、日本をアジアでの先駆者と見、1876年4月には、第一次日本修信使を派遣した他、1881年には、62名からなる「紳士遊覧団」を日本に派遣している（猪木武徳「大阪慶應義塾が福沢諭吉と金玉均を結び付けたのか」『近代日本研究』第27巻、2010年 [PDF] https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN10005325-20100000-0001.pdf?file_id=43226, pp.7-8）。

その一員だった魚允中は、帰国後、

「新しい世界秩序は春秋戦国時代より激しい大戦国時代のように、その中で国家を守るためには富国強兵策を追究せねばならないと建議した」（「1910年、朝鮮が植民地化された内的原因」前掲書、p.4）。

そのためには「領域において軍事的手段に関し、法的を、（又はほとんど効果的に）独占を享受している、集権化され、公式に組織された公的権力機関」を要するのは無論である。

李完昶氏は、次のように言う。

「軍事力は国力を反映する。経済規模は財政規模を、財政規模は軍事力を決定する基本変数だ。……1880年代における日本の財政支出は北京政府に報告された歳入と似ており、中国の受け取り総計の1/2程度であった。当時中国の受け取り総計は国民総生産の7.5%、北京政府の割り当ては3%と推定される……明治期において日本の財政規模が急増して、1897年に日本の財政支出が急増して、1897年に日本の財政支出は中国の受け取り総計と対等となり、1908年には3倍に達した。政府会計で確保される財政で言えば、両国間の格差は一層大きくなる。このように日本の財政規模が中国に追いつき凌駕することになったことは、両国間の経済発展の速度差を反映している。日本は1880年代から産業革命を遂行したが、中国の工業化ははるかに緩やかに進められたのである。その上、日本の場合、総財政支出が国民総生産に占める比重が1880年、10.9%、1890年、12.1%、1900年、46.9%と急増した……日本は中国より財源をはるかに効果的に集中して管理したのである」（「1910年、朝鮮が植民地化された内的原因」前掲書、p.5）。

日本が急速な近代化による経済規模の拡大に成功し得たのか、については諸議論あろう。しかし、上記は、日本の明治政府が「集権化され、公式に組織された公的権力機関」として機能していたことを示すものであろう。そして、日清、日露戦争は、近代化された財政制度による「財源の効果的な集中と財源の効果的な管理を通じて」増大した財政能力によって、近代的装備を有する「近代的国家の国民軍隊」によって、「伝統的王朝体制の軍隊」が撃破された事件であった。これらによって、アジアでの立憲体制への関心が強まったとされる（同上、p.5）。換言すれば、「徴兵令」や「廃藩置県」等が功を奏したということであろう。

- 4) Fred Halliday, *Nationalism, The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, p.443
- 5) Fred Halliday, p.447
- 6) Susan L.Crruthers, *International history 1900-1945, The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, p.64
- 7) Susan L.Crruthers, p.64
- 8) 白土悟「多文化共生社会で生きる一福岡都市圏における試み—」『ウェブマガジン「留学交流」』2014年9月号、Vol.42、pp.1-2 (PDF) https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/_icsFiles/afieldfile/2021/02/18/201409shiratsuchisatommi.pdf
- 9) 「外国人との共生社会」実現検討会議「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）（案）」、p.2 (PDF) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/dai5/siryoyou2.pdf>
- 10) 同上、p.4
- 11) <https://japanese.joins.com/JArticle/225197?sectcode=120&servcode=100>
- 12) 同上
- 13) 同上
- 14) <https://japanese.joins.com/JArticle/177521>
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) Robert O.Keohane, *After Hegemony Cooperetion and Discard in the World Political Economy*, Priceton university press, p.51
- 18) Robert O.Keohane, p.51
- 19) ゲロルト・アメルニク「ヨーロッパの統合—ドイツの視点から—」(PDF) <https://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/21/nomos21-04.pdf>, p.45

- 20) 同上、p.45
- 21) 同上、p.46
- 22) 同上、p.46
- 23) 同上、p.47
- 24) 同上、p.47
- 25) 同上、p.47
- 26) 同上、p.48
- 27) 同上、p.48
- 28) 遠藤乾「ユーロ危機下のヨーロッパ 変調する独仏枢軸」(PDF) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/voll1/pdfs/gaikou_voll1_22.pdf、p.107
- 29) 同上、p.107
- 30) 同上、pp.108-109
- 31) 同上、p.109
- 32) 同上、p.109
- 33) 山本健「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の成立をめぐる国際政治過程 1950 - 51 年—仏・米・西独関係を中心に—」『一橋法学』第 1 巻第 2 号 2002 年 6 月 (PDF) <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/8803/hogaku0010201610.pdf>、p.474
- 34) 同上、pp.474-475
- 35) 同上、p.476
- 36) 同上、p.476
- 37) 同上、p.477
- 38) 同上、p.478
- 39) 同上、pp.478-479
- 40) 同上、pp.479-480
- 41) 同上、p.481
- 42) 同上、p.483、492
- 43) 同上、pp.487-488
- 44) 同上、p.489
- 45) 同上、p.490
- 46) 同上、p.491
- 47) 前掲「ユーロ危機下のヨーロッパ 変調する独仏枢軸」、p.109
- 48) 中島朋義「東アジア共同体の『必然性』」ERINA Discussion Paper No.0605 (PDF) <https://www.erina.or.jp/wp-content/uploads/2014/09/0605.pdf>、p.1
- 49) 同上、pp.1-3
- 50) 同上、pp.3-4
- 51) 「日中韓 FTA」外務省ホームページ、参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-jck/index.html>
- 52) 同上、p.9
- 53) 同上、pp.9-10
- 54) 同上、p.6
- 55) 経済同友会「東アジア共同体実現に向けての提言—東アジア諸国との信頼醸成を目指して—」2006 年 3 月 (PDF) <https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2005/pdf/060329.pdf>、p.9
- 56) 浅見唯弘「『東アジア共同体』を推進するための現実的なアプローチは何か」Newsletter.2005.8.1 (PDF)、p.1
- 57) 同上、p.1
- 58) 同上、p.2
- 59) 同上、p.2
- 60) 同上、p.5

- 61) 宇野重昭「東アジア共同体論の課題序言—国際政治学の立場から」(PDF) https://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/41kenkyu/kenkyu_sp2.data/Uno_S.pdf, p.17
- 62) 同上、p.17
- 63) 張寅性「東アジア共同体の社会的構成と国際文化」(PDF) [http://www.jsics.org/pdf/information/information\(2011japanese\)/22-nihongo-4.pdf](http://www.jsics.org/pdf/information/information(2011japanese)/22-nihongo-4.pdf), pp.26-27
- 64) 田中宏「戦後日本の外国人政策を検証し、現在を憂う」『世界』2018年12月、p.111
- 65) 定住外国人の地方参政権をめざす市民の会編『定住外国人の地方参政権 共生社会のために』かもがわブックレット、1998年、p.47
同判決に関与した元最高裁判事の見解については、「時代の中庸を守った判決だったということですよ」(『週刊金曜日』790号、2010年3月12日、pp.20-21)を参照されたい。
- 66) 坂本卓也「外国における外国人参政権」松原仁事務所インターン生一同『外国人参政権』、p.1 (PDF)。本資料はページ数が記載されていないので、項目ごとに、筆者がページ数を入れた)
- 67) 同上、p.1
- 68) 松末吉平「法的側面からのアプローチ」前掲、松原仁事務所インターン生一同『外国人参政権』、p.1
- 69) 同上、p.5
- 70) 同上、p.7
- 71) 白土悟「多文化共生社会で生きる—福岡都市圏における試み—」前掲雑誌、Vol.42、p.8
- 72) 同上、pp.8-9
- 73) Richard Ned Lebow, Karl Wolfgang Duetsch, *A Brief Introduction Duetsch Security Square Research paper 01*, 2015, p.3 (PDF) https://deutschsquare.fsv.cuni.cz/DSS-1-version1-lebow_essay.pdf
- 74) Functionalism and Transactionalism, p.3 (PDF) <http://hum.port.ac.uk/europeanstudieshub/wp-content/uploads/2013/05/module-4-extract-4-Functionalism-and-Transactionalism.pdf>
- 75) Functionalism and Transactionalism, p.2
- 76) Functionalism and Transactionalism, p.3
- 77) Functionalism and Transactionalism, p.3
- 78) Functionalism and Transactionalism, p.4
- 79) KARL DEUTCH AND THE STUDY OF POLITICAL SCIENCE (PDF) https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-319-02910-8_11, p.97
- 80) Ernst B.Haas, *The uniting of Europe political, social, and economic forces*, Stanford univesity press, p.7
- 81) Thomas Christiansen, p.496
- 82) Thomas Christiansen, p.499
- 83) 久保広正「欧州統合への理論的アプローチ」『神戸大学 経済学研究』48、p.93 (PDF) <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/00069829.pdf>
- 84) 同上、pp.93-94
- 85) 同上、p.93
- 86) 同上、p.91
- 87) 同上、pp.91-92
- 88) 同上、p.92
- 89) 同上、p.92
- 90) 同上、p.94
- 91) 同上、p.94
- 92) 同上、p.95
- 93) 同上、p.95
- 94) 同上、p.96
- 95) 同上、p.96
- 96) 同上、p.96

- 97) 同上、pp.98-99
- 98) 同上、p.98
- 99) Ernst B.Haas, p.37
- 100) Jan Aart Scholte, The globalization of world politics, *The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, p.30
- 101) Jan Aart Scholte, p.28
- 102) Jan Aart Scholte, pp.28-29
- 103) 「防禦的民主主義」とは、政策決定や法律制定は専門家の仕事であり、民衆にはその誤りをただすために賛否を表明する役割のみが求められている、とする概念である (C=B= マクファーソン、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書、1978年、フレッド=ホワイトモア「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」デビット=マクレラン他編『社会主義と民主主義』文理閣、1996年、参照)
- 104) Jan Aart Scholte, p.28
- 105) マルクス著、木下半治訳『フランスの内乱』岩波文庫、1995年、p.95
- 106) Jan Aart Scholte, p.29
- 107) マルクス=レーニン主義に基づくソ連邦が崩壊したのは、過大な軍備による民生圧迫の他、資本主義諸国に開放的になると、資本主義世界に対して不利になるとして、マーシャルプラン等を拒否したソ連邦は1950年代には人工衛星の打ち上げ等で、米国に先んじたものの、資本主義市場経済の世界から、ソビエトブロックが孤立し、1960年代には、成長が鈍化し、70年代以降は低下して行ったことも挙げられるだろう。十月革命の理念が、革命後、周辺諸国に広がらなかったことから、スターリンは一国社会主義を唱えたが、早くも1920年代にトロツキーが唱えていた「共産主義のソビエト島は、資本主義の海の中で生き残れない」という予言を証明したとされる (Richard Crockatt, *The end of cold war, The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, pp.103-104)。今日、かつて、ソ連ブロックの一員であったとも言える中華人民共和国は1970年代にスタートした改革開放政策の下、経済を国際市場に向けて開き、経済を成長させている。長らく鎖国的な体制を続けてきた北朝鮮は、経済が半ば破綻状態になっている。冷戦期には、資本主義と異なる体制として、ソ連ブロックは国家中心の計画経済を実施したが、自由競争無き閉鎖体質では、持続的な成長が見込めないことが証明されたと言えるであろう。しかし、自由競争は貧富の格差等の多くの矛盾をも生み出す。したがって、「経済のグローバル化」が言われる21世紀の「市民社会」(政治経済両面での民主化)は、自由市場経済を認めつつ、国境を越えた形で「市民」が「社会」の立場からどれだけ、それを統御できるかが課題といえよう。
- 108) 斉藤純一『公共性』岩波書店、2000年、p.59
- 109) 同上、p.60
- 110) 同上、p.61
- 111) 同上、pp. viii - xi
- 112) 同上、p.61
- 113) 同上、pp.61-62
- 114) 土佐昌樹「公共圏の概念からみるアジア文化」(PDF) <https://core.ac.uk/download/pdf/231039723.pdf>, pp.78-79
- 115) Jurgen Habermas, translated by Thomas Burger with the assistance of Frederick Lawrence, *The Structural Transformation of the Public Sphere*, the MIT press, p.33
- 116) Jurgen Habermas, p.33
- 117) Steve Smith, Reflectivist and constructivist approaches to international theory, *The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, p.210
- 118) Steve Smith, p.210
- 119) Jan Aart Scholte, The globalization of world politics, *The Globalization of World Politics An introduction to international relations Second edition*, p.26
- 120) Jan Aart Scholte, p.26

- 121) Jan Aart Scholte, p.27
 122) Jan Aart Scholte, p.27
 123) Jan Aart Scholte, p.27
 124) Jan Aart Scholte, p.22
 125) Jan Aart Scholte, p.22
 126) Marieke Borren, Toward an Arendtian politics of in/visibility: On stateless refugee and undocumented aliens (PDF) https://poj.peeters-leuven.be/content.php?url=article&id=2032368&journal_code=EP, p.216
 127) Jan Aart Scholte, p.22
 128) Jan Aart Scholte, p.23
 129) Marieke Borren, p.217
 130) Jan Aart Scholte, p.24
 131) Jan Aart Scholte, p.24
 132) 長坂寿久「公共哲学と日本の市民社会 (NPO) セクター—『公・公共・私』三元論と3セクターモデルについて—」『季刊 国際貿易と投資』Summer 2007/No.68 (PDF) <http://www.iti.or.jp/kikan68/68nagasaka.pdf>, p.111
 133) 同上、pp.101-103
 134) 同上、p.112
 135) 同上、p.104、112
 136) 同上、p.112
 137) Craig Calhoun, 2 Facet of the public sphere: Dewey, Arendt, Habermas (PDF) <https://www.degruyter.com/document/doi/10.1515/9783110546330-003/html>, p.25
 138) 「日韓国交正常化交渉過程における韓国政府の対日政策決定に関する一考察」(PDF) http://www.j.u-tokyo.ac.jp/jjweb/research/MAR2002/lee_sang_yeol.pdf, p.111
 139) 同上、p.1
 140) 同上、p.3
 141) 同上、p.3
 142) 同上、p.3
 143) 同上、pp.7-8
 144) 同上、p.9
 145) 同上、p.9

高崎宗司『「妄言」の原型—日本人の朝鮮観』木犀社、1990年、p.240、246-247

- 146) 前掲「日韓国交正常化交渉過程における韓国政府の対日政策決定に関する一考察」、p.10
 147) 軍に関しては、当時の朝鮮政府も、拡充、近代化に努力はしたものの、財政の貧弱さ、という現実によって、実現し得なかったのである。1902年2月、朝鮮正規軍兵力は17560人であったが、同時期の日本軍の兵力が平時15万、戦時には60万であったことを考えると、かなりの弱兵力であることが分かる(「1910年、朝鮮が植民地化された内的原因」前掲書、p.4)。

財政については、「朝鮮政府は1895年に中央ですべての地方費を割り当てる措置を取った。しかし、1896年に地方各府郡に配当された予算は予算総計の24%である116万に過ぎない規模の小規模だったので、地方官庁は自体経費を用意するために不法的受取りもした……。それでも皇権の強化で皇室が政府会計を経ないで処分する財源が増えた」。又、「大韓帝国の総歳入が18世紀後半と似ていた点で、朝鮮官僚の財政改善力量は中国よりも劣っていた」(同上、p.5、10)とされる。当時の韓国では、政府が「集権化され、公式に組織された公的権力機関」としては十分には機能していなかったことがうかがえる。

さらに、経済規模そのものも、かなり弱かった。

「1900年の朝鮮の歳入決算は1880年代の北京政府の報告された歳入の4%、朝鮮国家の受け取り総計は中国国家の受け取り3%」に過ぎなかったことが指摘されている。又、同年の「朝鮮の歳入決算は日本の財政支出の1%、朝鮮国家の受け取り総計は2%に過ぎなかった」ことも言われている(同上、p.4)。

こうした弱い経済故に、歳入の30%程度を軍事費に費やしても、強軍化できなかったという現実があった(同上、p.4)。中朝両国は日本よりも経済的に苦しく、「財源を効果的に集中できなかった」のであった(同上、p.4)。

これらの差が、西欧国家体系の下、日本の朝鮮侵略、大陸侵略へとつながった一員であったと言えよう。

当時、朝鮮半島をめぐるのは、大韓帝国による「勢力均衡の平和外交の展開」や、スイスやベルギーのような「永世中立化」の動きもあった。しかし、例えば、5万の徴兵軍を有するベルギーと異なり、外国の侵略を阻むだけの強軍を有さない当時の韓国としては、それも難しかった(同上、p.5)。強軍化を支えられなかった当時の朝鮮経済の弱さは、同国が「農耕社会にとどまったまま、工業国家に発展しなかったため」(同上、p.5)と指摘される。なぜであろうか。

韓国(朝鮮)の開港は「江華島条約」(日朝修好条規、1876年)からであるが、これ以降、朝鮮の「下部構造」(経済)の反応が遅かった、とは言えないとされる。開港前、国内総生産内で1.5%程度とされた貿易の比重は1911年には19%にまで増大した。米輸出との関連で、水田の土地生産性は1890年代には、上昇傾向を見せた。同年代には種痘法の導入で死亡率は下落した。1890年代からは朝鮮経済の成長は速まったことは明確とされる。1886年には汽船会社と銀行が設立され、1897年のソウルの織布工場設置等により、機械動力による工業も出現していた。同国での経営近代化は成長化傾向にあったが、「外国人企業に比べて資本力・経営力・技術が不足している上に、体系的な保護と支援を受けることができず、軟弱な芽を苦勞して育てているような実情」(同上、p.7)という現実があった。

以上は、「上部構造」(政治権力)の問題でもあった。

当時の朝鮮における「上部構造」(政治権力)を改革しようという動きは、無論、あった。「甲申事変」(1884年)がそれである。又、1898年から、「上部構造」(政治権力)、社会の双方を近代化することを目指した「独立協会」の活動もその類である。同会は、立憲君主制国家としての韓国を目指したが、実現できなかった(同上、p.7、13)。

近代産業の保護育成が十全でなかったのは、民間の経済活動を支援するための法体系の整備ができていなかった等も原因であった(同上、pp.13-14)。

甲申事変は、朝鮮近代化のため、クーデターによって一挙に立憲君主制を導入せんとする動きであったものの、結果として失敗に終わった。独立協会は、1898年に議会設置を主張したが、挫折した。

近代化は「上部構造」(政治権力)を内閣制度、議会設置等によって改造し、王権を制限することを意味する。しかし、高宗自身が自身の王権に制限を加えねばならない近代化を忌避していた。李完昶氏は「高宗の姿は人間一般の弱点でもある」

と指摘する(同上、pp.14-15)。「上部構造」(政治権力)を有する者が自身の権力を自ら放棄することは考えにくい。その意味では、所謂「西南雄藩」の武力によって、旧体制としての徳川幕府を打倒したことによって、旧体制の既得権益を否定した日本の方が近代化への道程は平坦だったのかもしれない(同上、p.15)。

西欧国家体系の中に入る前、朝鮮は中国の王朝を宗主国とする冊封体制下にあった(月脚達彦「19世紀後半の東アジアにおける朝鮮と日本」[PDF] https://www.teikokushoin.co.jp/journals/history_world/pdf/201301g/03_hswtbl_2013_01g_p02_04.pdf, p.2)。冊封体制から、西欧国家体系に移行するには社会が「ナショナリズム」を有している必要があった。

上述の独立協会は、米国からの帰国者・徐載弼と政府官僚によって結成された会であった。同会は冊封体制の象徴であった迎恩門跡地に独立門を建てる定礎式を行った。日清戦争における清国の敗戦による中国(清朝)との冊封体制の終了、その後の三国干渉等による日本の影響力の弱体化は朝鮮の独立国化への好機であった。1897年、朝鮮国王は、韓国皇帝へと昇格し、大韓帝国の成立となった(金容賛「近代朝鮮におけるネーション形成過程の二つの潮流に関する一考察—大韓帝国の成立と国権回復運動をめぐる—」『立命館国際研究』2011年3月、p.160)。

朝鮮における近代のナショナリズムについて、次のようなことが言われる。

「近代朝鮮、とりわけ大韓帝国期(1897-1910)においては、『上から』のナショナリズムによる『国民』の創出と『下から』のナショナリズムによる『民族』の登場という二つの潮流があったと考えられる。ネーションの形成過程を考察する最初の課題として、一体誰が、なぜ、ネーションを創ろうとしたのかと

いう、ナショナリズム的運動を展開する主体は誰であったのかを明らかにすることが重要である。かかる課題を解明する方法として、『上から』のナショナリズム、または、『下から』のナショナリズム潮流を念頭におくことネーション形成をすることが可能になると考えられる」（同上、p.160）。

大韓帝国皇帝は、周辺諸国と対等かつ独立した権威であるとされ、それを社会に強制せんとし、独立門のみならず、宮殿の整備、拡充等の建築事業、国旗、国歌の制定、叙勲制度の創設等、大韓帝国並びに皇帝の権力強化を目的とした事業がなされた。これは「上部構造」（政治権力）を強化せんとする動きであり、「国家のシンボルをつくるための『上から』のナショナリズム」と評価される（同上、p.161）。

しかし、大韓帝国政府の財政状況は厳しく、実態としては、当時の支配層、地主層の維持を目的としており、必要財源は農民からの収奪によっていた。故に、同政府への改革の支持は各地方で得られず、むしろ、各地方からの反発を持続化させていた。故に、

「大韓帝国政府による『上から』のナショナリズムは、皇帝を主権とする国家のシンボル形成に力を集中させていたので、ネーション形成そのものに関する意識は薄かったと考えられる」

と評される。そして、独立協会は、そうした性格の大韓帝国政府と補完関係にありつつも、「ネーション形成」に注力していた（同上、p.161）。

独立協会は、「自主独立」、「自強改革」、「自由民権」の三社会思想を体系化していたとされる。「自主独立」は「守旧」、「開化」等の政治的立場を問わず、大韓帝国成立をもたらした共通の「『上から』のナショナリズム」であった。

「自強改革」は、専制君主制の否定と立憲君主制への変革、三権分立を求める思想であり、さらに、その基本として、皇帝—国民の均衡がとれた「『一君万民』の立憲君主制の実現」を目指し、君主への忠誠を強調しつつも、身分差別の遺制の撤廃と、男女平等を「自由民権」として主張していた（同上、p.161）。

「自主独立」と「自強改革」は、日本の明治維新も目指したものである。これによって、日本の明治以降の主権国家化等が推進されたと言えよう（拙稿「ある君主機関説論 - 明治国家に関する私見」『立命館文学』669号、参照）。

独立協会は、当時の社会が「『忠君愛国』の心をもつ『国民』ではないという愚民観をもって」いた。そのため、「自由民権」の定着や、国家への無関心から社会を「国民化」せんとして、様々な大衆集会を活用した「国民」創出のための運動を展開、ことに「国民化」のため、人々への啓蒙に対し、重要な役割を担っていたのが『独立新聞』（独立協会機関紙）であった。

『独立新聞』創刊は、韓国でのナショナリズムの発展について、それまでの「大衆無き民権運動」とは異なり、大韓帝国成立を期に「『国民』創出運動を通じて啓蒙運動を展開した」という点で画期的であったとされる（『近代朝鮮におけるネーション形成過程の二つの潮流に関する一考察—大韓帝国の成立と国権回復運動をめぐる—』前掲雑誌、p.161）。

『独立新聞』の特徴は、ハンゲルで表記されていることだった。誰もが、同新聞を読むことができ、理解しうるようにするためであった。当初、ソウルを中心に、300部であった同紙は、元山、平壤等にも分局を開設、部数は3000部にまで増加した（同上、p.162）。独立協会の活動は、その後、ネーション形成等について、「国権回復運動」へと引き継がれる契機となった。独立協会の活動は「『下から』のナショナリズムによる」ネーション形成運動であったと言えよう。

その後、日本は1904年の日露戦争に勝利したことから、対露戦勝国として、朝鮮半島、中国東北部への影響力を有する唯一の国家となった。同年、第二次日韓協約が締結され、韓国の外交権は日本によって剥奪され、韓国は日本の保護国となった。これに対し、韓国国内では、組織的ではないものの、各地で暴動等、抵抗運動が発生し、最早、政府による抵抗は期待できないとして、「力の差を自覚しつつも個々人の力で日本に抵抗しようとする『下から』のナショナリズムの国権回復運動が見られる」（同上、p.163）ようになった。

この時期は「前近代から近代への移行される過渡期のなか、開花思想による『上から』の潮流と、農民運動などによる『下から』の潮流が、国権回復運動を契機に愛国啓蒙運動と義兵運動という結晶体として姿を変え、『反侵略』という共通の意識のもとに『国権回復』という共通の目的として合流することができた」（同上、p.164）と評されている。

独立協会等を継承した開化派の団体として、「大韓自強会」と「新民会」の二団体が有り、両団体は君

権を高めることによる独立国家建設という「『上から』のナショナリズム」には限界があるとして、「民権をよりよく主張する『下から』のナショナリズム」を主張した(同上、p.164)。

いずれも、「帝国主義時代」に西欧国家体系の中での韓国の生き残りを求めた運動であったと言えよう。

「国権回復運動」で中心となっていたのが、『大韓毎日申報』である。同紙は英国人ジャーナリスト・アーネスト＝トーマス＝ベヤルによって、1904年、創刊され、翌05年8月には、英語版を発行、07年5月にはハンゲル版を発行し、性別年齢、外国人を問わず、誰もが読める新聞となっていた。この時点で、英語版、ハンゲル版を含めて、13256部の発行であった。他紙と比較して、圧倒的部数であったことから、同紙は韓国全土に影響を有し、又、20世紀に入って、言論への社会の関心はかなり高まっていたとされる(同上、pp.164-165)。同紙の影響力については、初代韓国統監・伊藤博文も認識せざるを得ない状況だった(同上、p.165)。

『大韓毎日申報』には、「国民」、「人民」と共に、『独立新聞』にはなかった「民族」という文言が出て来るようになった。又、後者で盛んに使われていた「百姓」という言葉は前者では激減し、さらに「同胞」がかなり増加している(同上、p.165、権ボトゥレ「近代初期『民族』概念の変化—1905—1910『大韓毎日申報』を中心に」『民族文学史』Vol33、No0、2007年、p.198)。

「上部構造」(政治権力)―社会を親子のように単一化するためには、「一君万民」、「忠君愛国」のみでは不十分なため、「平等な意味合いとしての兄弟関係を表わす『同胞』」が、新国家建設のための有力用語とされたのであった(「近代朝鮮におけるネーション形成過程の二つの潮流に関する一考察—大韓帝国の成立と国権回復運動をめぐって—」前掲雑誌、p.166)。

つまり、韓国「人民」は、皆等しく、韓国「国民」として、団結すべきという主張であろう。

1908年7月30日付『大韓毎日申報』の論説「民族と国民の区別」は、

「同一の血統をもち、同一の宗教に仕え、同一の言語を使用すれば、これを同一の民族と称する」としつつも、「国民というのは、その血統、歴史、居住、宗教が同一であるほかに、必ず同一の精神を持ち、同一の利害を感じて、同一の行動をすることによって、その内部の組織は一身の骨格と一緒に、その体外の精神が一群の軍隊と一緒にあるかぎり、これを国民と言え」(「民族と国民の区別」『大韓毎日申報』1908年7月30日。同上論文 p.167からの転載)

と論じている。

以上は、日露戦争による時代の変化によって、「政治的『単一化』が一層要求されるようになったことによるものであった(「近代朝鮮におけるネーション形成過程の二つの潮流に関する一考察—大韓帝国の成立と国権回復運動をめぐって—」前掲雑誌、p.167)。換言すれば、西欧国家体系の下、周辺諸国への対抗上、社会にある種の排他性を持たせ、「国家中心主義」を追求しようとする動きであった。

148) 「そもそも65年の正常化が冷戦体制下における日韓保守政権の“政治的妥協”だったため、植民地支配が合法か違法かといった見解の相違に蓋をし、個人の権利など押しつぶしてしまった。その韓国が民主化を遂げ、矛盾が噴き出している」ことが指摘されている(「どうしてこうなった?日韓関係」前掲雑誌、p.14)。

149) 同上、p.12

150) 同上、pp.13-14

但し、金・大平メモでは、本文中に見た資金提供が何の目的でなされるのかについては明記されていない。これは日韓両国政府が、国内に向けて好都合の解釈ができるように、との配慮からであった。注141でも指摘したように、冷戦体制下の国交正常化だったので、「(市民)社会」の論理よりも「上部構造」(政治権力)の論理が優先し、結果として、今日の国際関係の変化とは一致しない部分が発生していると言えよう。ジャーナリスト・青木理氏は、冷戦体制崩壊によって、日韓の「接着力」は弱まり、両国とも最大の貿易相手国は中国になったことを指摘している(「どうしてこうなった?日韓関係」前掲雑誌、pp.15-16)。日中韓のFTAが必要とされるのも、こうした「上部構造」(政治権力)の論理を越えて、経済がグローバル化しているところにある。

151) 同上、p.12

菅栄輝「日韓国交正常化50周年と『戦後70年』—日韓歴史摩擦と『65年体制』のきしみ—」『東アジア研究』19号、2016年3月(PDF) <http://www.eastasia.jp/cms/wp-content/themes/eastasia/doc/no19>.

- pdf, p.39
- 152) 「日韓国交正常化 50 周年と『戦後 70 年』一日韓歴史摩擦と『65 年体制』のきしみ」同上雑誌、p.37
- 153) 同上、p.11
- 154) 同上、p.11
- 155) 同上、p.40
- 「日韓経済『並走』時代へ」『朝日新聞』2015 年 12 月 25 日
- 156) 「日韓国交正常化 50 周年と『戦後 70 年』一日韓歴史摩擦と『65 年体制』のきしみ」前掲雑誌、p.40
- 157) 同上、p.43
- 158) 同上、p.41
- 159) 同上、p.44
- 160) 「グローバル化の時代における格差問題への対応」前掲書、p.30
- 161) 同上、p.30
- 162) 同上、p.33
- 163) 同上、p.31
- 164) 神田桂一「外国人コミュニティへめぐってみた」『週刊金曜日』1129 号、2017 年 3 月 24 日、p.27
- 165) 緒方貞子「グローバル化の時代における格差問題への対応」『外交』Vol.5、p.28
- 166) 同上、p.28
- 167) 同上、pp.28-29
- 168) 神尾篤史「グロバリゼーションと所得格差」(PDF) https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/human-society/20181002_020345.pdf、p.1
- 169) 「グローバル化の時代における格差問題への対応」同上書、p.33
- 170) 安藤直樹「開発援助の展望：貧困・格差問題の新たな展望」(PDF) <https://www.grips.ac.jp/r-center/wp-content/uploads/11-31.pdf>、p.3
- 171) 同上、p.4
- 172) 同上、p.10
- 173) 同上、p.10
- 174) 同上、p.5
- 175) ガイガー敦子「移民に関する地域的枠組みとシビル・ソサエティの役割」
マッカーサー財団安全保障イニシアティブ『東アジアにおける「人の移動」とシビル・ソサエティの役割—地域の安全と繁栄のために—報告書要旨』2015 年 6 月 1 日 (PDF) https://www.jcie.or.jp/japan/gt/ngo_asi/3rd/symposium/MoP_Paper%20Summary_J.pdf、p.15
- 176) 同上、p.15
- 177) 同上、p.15
- 178) 樋口直人「外国人参政権の未来」『エトランデュテ』創刊号、p.127
- 179) 筆者は、中国も経済を中心としたグローバル化の流れの中で、所謂「政治的民主化」の道に進まざるを得ないを考える。これについては、拙稿「現代中国における中央と地方—諸侯経済下の中国に関する考察—長江流域を中心に」(PDF)、pp.46-87 を参照。
- 180) 井口泰「国際的な人の移動をめぐるアジア戦略」財務相財政総合政策研究所
『ファイナンシャル・レビュー』2013 年第 5 号 (PDF) https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11217434/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list6/r116/r116_05.pdf、p.2
- 181) 同上、p.2
- 182) 同上、p.3
- 183) 同上、p.3
- 184) 同上、p.4
- 185) 同上、p.9
- 186) 同上、p.7
- 187) 同上、p.7

- 188) 林瑞枝「フランスにおける外国人参政権」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』第7巻第1号(2006年6月)、p.69 (PDF)
- 189) 鈴木江理子「日本人も外国人も『平等に豊かになる』道を」『週刊金曜日』1129号、2017年3月24日、p.19
- 190) http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html
(法務省 HP) 内の「在留外国人統計」に掲載されたエクセル表による。
- 191) <https://university.globalpower.co.jp/2093/>
- 192) 「国際的な人の移動をめぐるアジア戦略」前掲雑誌、pp.97-98
- 193) 同上、p.98
- 194) 同上、p.99
- 195) 同上、pp.98-99
- 196) 同上、p.99
- 197) 同上、p.102
- 198) 安田浩一「ルポ 外国人労働者の実態」、丹野清人「移民として受け入れ、正社員として雇用を」『週刊金曜日』1217号、2019年1月25日、p.18、22
- 199) 丹野清人「今の受け入れ体制のままで外国人が日本に来てても幸せになれない」『週刊金曜日』1129号、2017年3月24日、p.24
- 200) 李恵珍「韓国」前掲『東アジアにおける「人の移動」とシビル・ソサエティの役割』、p.7
- 201) 同上、p.7
- 202) 同上、p.7
- 203) 同上、p.7
- 204) 同上、pp.7-8
- 205) 黒岩郁雄「経済統合と地域格差」黒岩郁雄編『「東アジア統合とその理論的背景」調査研究報告書』アジア経済研究所、2012年 (PDF) https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2011/pdf/106_ch10.pdf、pp.2-3
- 206) 同上、p.3
- 207) 同上、p.3
- 208) 同上、p.8
- 209) 同上、p.9
- 210) 古川浩司「本国境隣接地域ブロック（北海道・九州北部・沖縄県）における東アジアとの交流・連携に関する研究」(PDF) <https://www.mlit.go.jp/common/000999544.pdf>、p.1
- 211) 巴殿君「日本と東北アジアの貿易の現状及び展望—鳥取県境港を事例にして—」『TORC レポート』NO.2 (PDF) <https://tkserv.kankyo-u.ac.jp/f/introduction/research/innovation/field/114.pdf>、p.105
- 212) 同上、p.106
- 213) 同上、pp.107-108
- 214) 前掲「日本国境隣接地帯ブロック（北海道・九州北部・沖縄県）における東アジアとの交流・連携に関する研究」、p.12
- 215) 曾我謙悟『日本の地方政府』中公新書、2019年、pp.118-119、121
- 216) 前掲「開発援助の展望：貧困・開発援助の新たな展開」、p.11
- 217) 同上、p.11
- 218) 鈴木江理子「日本人も外国人も『平等に豊かになる』道を」『週刊金曜日』1129号、2017年3月24日、p.20
坂中英徳「日本は東京五輪までに『移民開国宣言』を」同上雑誌、p.23
- 219) 「多文化共生社会を目指して～すべての人が安心して暮らせる地域づくり～」No.1406 2014年6月上旬号 (PDF) <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000000093/simple/tokusyuu.pdf>、p.2
- 220) 同上、pp.5-6
- 221) 「外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）」(PDF) <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

content/000024717.pdf、p.1

- 222) 同上、p.1
 223) 同上、p.5
 224) 坂本卓也「外国における外国人参政権」前掲、松原仁事務所インターン生一同『外国人参政権』、p.1
 225) 同上、p.2
 226) 「フランスにおける外国人参政権」前掲雑誌、p.69
 227) 同上、p.70
 228) 同上、p.71
 229) 同上、p.73
 230) 末永カツ子「公共性理論についての論考」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53集第2号、2005年、p.291
 231) 同上、p.74
 232) 「フランスにおける外国人参政権」前掲書、p.75
 233) 「日韓国交正常化50周年と『戦後70年』—日韓歴史摩擦と『65年体制』のきしみ—」前掲雑誌、p.52
 234) 辻陽『日本の地方議会』中公新書、2019年、pp.69、113-115
 235) 同上、pp.102-113
 236) 「『永住外国人地方参政権』に関するアンケート」『週刊金曜日』790号、2010年3月12日、p.227
 237) 「外国人コミュニティへめぐってみた」前掲雑誌、p.27
 238) 笹口裕二「地方統治機構の改革経緯と新しい動き—国と地方の関係を考える—」『立法と調査』2015年1月、No.360、p.183 (PDF) https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150114182.pdf
 239) 同上、p.183
 240) 拙稿「ある君主機関説論—明治の日本国家像についての私見」pp.63-88
 241) 「地方統治機構の改革経緯と新しい動き—国と地方の関係を考える—」前掲雑誌、p.187
 242) 同上、p.184
 243) 同上、p.184
 244) 同上、p.185
 245) 同上、p.185
 246) 平井康嗣、弓削田理恵「パンドラの箱は開いた。議論をタブーにしてはいけない」『週刊金曜日』790号、2010年3月12日、p.19
 247) なおも「『全体としての国民』の意思」として、「国家の重要課題」を各地方の現実の社会、つまり、地域での生活等に優先させるのであれば、現行憲法の地方自治の民選を保障した項目を削除し、中央からの任命制等を導入せねばならなくなる。デモクラシーを「『全体としての国民』の意思」の下に、圧殺する結果になるだろう。

(本学大学院博士後期課程修了者)